

平成30年7月23日

安曇野市教育委員会

平成30年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 3 号	教育部 文化課
平成 30 年 7 月 23 日 提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市博物館条例施行規則の改正の承認
要旨	安曇野市博物館条例の一部の改正に伴い、指定管理者制度を導入する高橋節郎記念美術館の管理に関わる規定を削り、併せて条文の誤りや様式の追加を行います。
説明	安曇野市博物館条例の改正に伴い、豊科郷土博物館、豊科近代美術館、田淵行男記念館、安曇野高橋節郎記念美術館の管理及び運営について必要な事項を定めた安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正します。 高橋節郎記念美術館の管理運営について、指定管理者制度導入に関わり、これまで教育委員会直営として規定していた条文を削ります。 また、これまでの規則中の字句の誤りを修正するとともに、入館券や申請書等の不備であった様式を追加します。 1. 条例の名称 安曇野市博物館条例施行規則 2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市規則第 号

安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市博物館条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第29条」に改める。

第2条中「条例第4条の規定により指定博物館（条例第4条に規定する指定博物館をいう。以下同じ。）の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「教育委員会又は指定管理者」に、「第7条第3項」を「第7条第2項」に、「第8条第3項」を「第8条第2項」に、「臨時に休館する」を「休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める」に、「指定博物館その他」を「博物館その他」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

（利用申請等）

第3条 条例第9条第1項に規定する許可（郷土博物館に限る。）を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。

2 条例第9条第1項に規定する許可（指定博物館に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、観覧のみの利用にあつては、口頭によることができる。

（1） 利用目的

（2） 利用日時

（3） 利用施設、設備又は備品の名称

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

3 条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、郷土博物館にあつては博物館特別利用申請書（様式第1号）を教育委員会に、指定博物館にあつては次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（1） 利用目的

（2） 利用日時

（3） 利用する資料等の名称

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める

事項

- 4 教育委員会は、第1項又は前項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券（様式第2号）を、特別利用の可否を決定したときは博物館資料特別利用許可（不許可）書（様式第3号）を交付しなければならない。
 - 5 指定管理者は、第2項又は第3項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書を交付しなければならない。
 - (1) 利用目的
 - (2) 利用日時
 - (3) 利用施設、設備、備品、又は資料等の名称
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
- （使用料の減免）

第4条 条例第12条に規定する特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の減免額は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額
 - (3) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額
 - (4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額
- 2 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、博物館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合において、使用料の減免の可否を決定したときは、博物館使用料減免承認（不承認）通知書（様式第5号）を交付するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号に係る減免を受けようとする者がこれらの規定に該当することを証する書類を提示したときは、口頭により申請することができる。この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行うことができる。

（使用料の還付）

第5条 第13条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかったとき 全額
- (2) 利用中に停電その他の理由で利用中止となったとき 使用料に100分の50を乗じて得た額

(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額

2 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、博物館使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、博物館使用料還付承認（不承認）通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（利用料金の減免）

第6条 条例第15条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

第7条第1項を次のように改める。

条例第16条ただし書の規定により利用料金還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

第8条第1項中「博物館資料寄贈（寄託）申請書（様式第9号）」を「博物館資料寄贈（寄託）申請書（様式第8号）」に、「うえ」を「上、」に改め、「、その承認を得」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の申請の可否について博物館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第9号）を交付しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託者の負担とする。

第9条中「教育委員会」を「市」に改める。

第10条の見出しを「（博物館資料の相互貸借等）」に改め、同条第1項中「収蔵」を削り、「借用」を「相互貸借等」に、「博物館資料借用申請書」を「博物館資料貸借申請書」に改め、同条第2項中「許可をしたときは、博物館資料借用許可書（様式第11号）」を「申請の可否について、博物館資料借用許可（不許可）書（様式第11号）」に改める。

様式を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

博 物 館 特 別 利 用 申 請 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

〒

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり資料の特別利用をしたいので、安曇野市博物館条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により申請します。

記

申請内容

区 分	資 料 名	備 考
特別利用を しようとする資料		
掲 載 物 等		
掲載者名等		
掲載方法等		
発 行 者 名		
発行予定日	年 月 日	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

入館券控 円 NO. 安曇野市教育委員会	入館券 NO.
--	-----------------------

様式第3号（第3条関係）

博物館資料特別利用許可（不許可）書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別利用申請は、

下記のとおり許可します。
下記の理由により許可できません。

記

1 申請内容

区 分	資 料 名	備 考
特別利用を しようとする資料		
掲 載 物 等		
掲載者名等		
掲載方法等		
発 行 者 名		
発行予定日	年 月 日	

2 不許可の理由

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができません。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第4号（第4条関係）

博物館使用料減免申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり豊科郷土博物館の使用料の減免を受けたいので、安曇野市博物館条例施行規則第4条第3項の規定により申請します。

記

申請内容

区 分	使用日時・人員等	減免申請額	理 由
入 館 料	年 月 日 人		

様式第5号（第4条関係）

博物館使用料減免承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった使用料の減免申請は、

「下記のとおり承認します。
下記の理由により承認できません。」

記

1 申請内容

区 分	使用期日・人員等	使用料	減免額	差引き使用料
豊科郷土博物館 入 館 料	年 月 日 人			

2 不承認の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- （1）審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号（第5条関係）

博物館使用料還付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

下記のとおり豊科郷土博物館の使用料の還付を受けたいので、安曇野市博物館条例施行規則第5条第3項の規定により申請します。

記

申請内容

使用料納付年月日		納 付 金 額	円
還 付 申 請 額	円		
還 付 申 請 理 由			

様式第7号（第5条関係）

博物館使用料還付承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった博物館使用料還付申請は、

〔 下記のとおり承認します。
下記の原因により承認できません。〕

記

1 申請内容

使用料納付年月日		納 付 金 額	円
還 付 申 請 額			円
決 定 の 内 容	安曇野市博物館条例第13条ただし書及び安曇野市博物館条例施行規則（以下、規則という。）第5条第2項の規定により、次のとおり使用料を還付します。 ・規則第5条第2項第1号に該当（全額） 円 ・規則第5条第2項第2号に該当（半額） 円 ・規則第5条第2項第3号に該当 円		

2 不承認の理由

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（第 8 条関係）

博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

㊦

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）へ資料を寄贈（寄託）したいので、安曇野市博物館条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

様式第9号（第8条関係）

博物館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書

安曇野市教育委員会 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 図

年 月 日付けで申請のあった（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）への博物館資料寄贈（寄託）申請は、

☐ 下記のとおり承認します。
☐ 下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

2 不承認の理由

博 物 館 資 料 貸 借 申 請 書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

㊤

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）の資料を貸借したいので、安曇野市博物館条例施行規則第10条の規定により申請します。

記

申請内容

貸借する 資料	品 名	員 数
貸借する 目的		
貸借期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

博物館資料貸借許可（不許可）書

安曇野市教育委員会 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）収蔵資料の貸借申請は、

下記のとおり承認します。

下記の理由により承認できません。

記

1 申請内容

貸借する 資料	品 名	員 数
貸借する 目的		
貸借期間	年 月 日から 年 月 日まで	
条件等		

2 不許可の理由

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○安曇野市博物館条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第17号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）<u>第29条</u>の規定に基づき、安曇野市博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間等) 第2条 教育委員会又は指定管理者は、<u>条例第7条第2項</u>の規定により開館時間を変更し、又は<u>条例第8条第2項</u>の規定により休館日を変更し、若しくは<u>臨時に休館日</u>を定める場合は、あらかじめ<u>博物館その他適当な場所</u>にその旨を掲示しなければならない。 (利用申請等) 第3条 <u>条例第9条第1項</u>に規定する許可（郷土博物館に限る。）を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。 2 <u>条例第9条第1項</u>に規定する許可（指定博物館に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定	(趣旨) 第1条 この規則は、安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）<u>第23条</u>の規定に基づき、安曇野市博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間等) 第2条 <u>条例第4条</u>の規定により指定博物館（<u>条例第4条</u>に規定する指定博物館をいう。以下同じ。）の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、<u>条例第7条第3項</u>の規定により開館時間を変更し、又は<u>条例第8条第3項</u>の規定により臨時に休館する場合は、あらかじめ<u>指定博物館その他適当な場所</u>にその旨を掲示しなければならない。 (利用申請等) 第3条 <u>指定博物館の施設、設備又は備品を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。</u> (1) <u>利用目的</u> (2) <u>利用日時</u> (3) <u>利用施設、設備又は備品の名称</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u> 2 <u>指定博物館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者</u>

改正後	改正前
管理者に提出しなければならない。ただし、観覧のみの利用にあっては、口頭によることができる。 (1) <u>利用目的</u> (2) <u>利用日時</u> (3) <u>利用施設、設備又は備品の名称</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u> 3 <u>条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、郷土博物館にあっては博物館特別利用申請書（様式第1号）を教育委員会に、指定博物館にあっては次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u> (1) <u>利用目的</u> (2) <u>利用日時</u> (3) <u>利用する資料等の名称</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u> 4 <u>教育委員会は、第1項又は前項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券（様式第2号）を、特別利用の可否を決定したときは博物館資料特別利用許可（不許可）書（様式第3号）を交付しなければならない。</u> 5 <u>指定管理者は、第2項又は第3項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書を交付しなければならない。</u> (1) <u>利用目的</u> (2) <u>利用日時</u>	に提出し、その許可を受けなければならない。 (1) <u>利用目的</u> (2) <u>利用日時</u> (3) <u>利用する資料等の名称</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u> 3 <u>指定管理者は、前2項の申出又は申請書を審査し、適当と認めたときは、入館券又は利用許可書を交付しなければならない。</u> 4 <u>安曇野市豊科郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）の施設を使用しようとする者は、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申出なければならない。</u> 5 <u>安曇野高橋節郎記念美術館（以下「記念美術館」という。）の施設、設備、備品を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書（様式第1号。次項において「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、観覧する場合にあっては、申出によることができる。</u>

改正後	改正前
(3) <u>利用施設、設備、備品、又は資料等の名称</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項</u>	6 <u>前項の使用許可申請書は、使用しようとする日前6か月から7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</u> 7 <u>記念美術館収蔵資料の模写、模造、撮影又は原版を使用しようとする者は、安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</u> 8 <u>教育委員会は、第4項、第5項及び前項の申出又は申請を審査し、適当と認めたときは、口頭による許可、安曇野高橋節郎記念美術館使用許可書（様式第3号）又は安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可書（様式第4号）を交付するものとする。</u> <u>（使用料等の減免）</u>
<u>第4条 条例第12条に規定する特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の減免額は、次のとおりとする。</u> (1) <u>市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額</u> (2) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額</u> (3) <u>小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額</u> (4) <u>その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定</u>	<u>第4条 条例第12条の規定による使用料等の減免を受けようとする者は、博物館使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>める率を使用料に乗じて得た額</u> 2. <u>条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、博物館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならぬ。</u> 3. <u>市長は、前項の申請があつた場合において、使用料の減免の可否を決定したときは、博物館使用料減免承認（不承認）通知書（様式第5号）を交付するものとする。</u> 4. <u>第2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号に係る減免を受けようとする者がこれらの規定に該当することを証する書類を提示したときは、口頭により申請することができる。この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行うことができる。</u> （使用料の還付）	2. <u>使用料等を減免する範囲及び減免額は、次の各号のとおりとする。</u> (1) <u>入館料</u> ア <u>市内に住所を有する満70歳以上の者が使用するとき 全額</u> イ <u>小学校及び中学校が授業の一環として引率者が使用するとき 全額</u> ウ <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が使用するとき 全額</u> エ <u>その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額</u> (2) <u>施設使用料</u> ア <u>市の主催事業に使用するとき 全額</u> イ <u>その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額</u> 3. <u>市長は、第1項の申請に対し使用料等の減免を決定したときは、博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする。</u> 4. <u>前項の規定にかかわらず第2項第1号ア又はウの適用を受けるときは、当該事項を証する書類を入館時に提示することによって申請及び決定をしたものとみなす。</u> （使用料等の還付）
第5条 <u>条例第13条ただし書に規定する特別な理由があると認め</u>	第5条 <u>条例第13条ただし書の規定により使用料等の還付を受け</u>

改正後	改正前
るときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の還付額は、次のとおりとする。 (1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかったとき 全額 (2) 利用中に停電その他の理由で利用中止となったとき 使用料に100分の50を乗じて得た額 (3) その他市長が特に必要と認めたととき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額 2 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、博物館使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。	ようとする者は、博物館使用料等還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。 2 使用料等を還付する範囲及び還付額は、次の各号のとおりとする。
3 市長は、前項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、博物館使用料還付承認（不承認）通知書（様式第7号）を交付するものとする。 （利用料金の減免） 第6条 条例第15条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。	(1) 天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く使用できなかったとき 全額 (2) 使用中に停電その他の理由で使用中止となったとき 使用料等に100分の50を乗じて得た額 (3) その他市長が特に必要と認めたととき 市長がその都度定める率を使用料等に乗じて得た額 3 市長は、第1項の申請に対し使用料等の還付を決定したときは、博物館使用料等還付決定書（様式第8号）を交付するものとする。 （利用料金の減免） 第6条 第4条の規定は、条例第15条に規定する利用料金の減免について準用する。この場合において、第4条第1項中「条例第12条の規定による使用料等」とあるのは「条例第15条の規定による利用料金」と、「博物館使用料等減免申請書（様式第5号）」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」

改正後

改正前

2. 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第16条ただし書の規定により利用料金還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「施設使用料」とあるのは「施設、設備及び備品利用料金」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等減免決定書（様式第6号）を交付するものとする」とあるのは「利用料金減免決定書を交付しなければならない」と読み替えるものとする。

（利用料金の還付）

第7条 第5条の規定は、条例第16条に規定する利用料金の還付について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第12条ただし書の規定により使用料等」とあるのは「条例第16条ただし書の規定により利用料金」と、「博物館使用料等還付申請書（様式第7号）」とあるのは「その理由を記載した申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「使用中」とあるのは「利用」と、「使用中」とあるのは「利用中」と、「使用中」とあるのは「利用中止」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「博物館使用料等還付決定書（様式第8号）を交付する」とあるのは「利用料金還付決定書を交付しなければならない」と読み替えるものとする。

2. 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を

改正後	改正前
<u>交付しなければならぬ。</u> (寄贈又は寄託の手続) 第8条 博物館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、<u>博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第8号)</u>に必要事項を記入の上、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 2 <u>教育委員会は、前項の申請の可否について博物館資料寄贈(寄託)承認(不承認)通知書(様式第9号)を交付しなければならない。</u> 3 <u>第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託者の負担とする。</u> (寄託品の取扱い) 第9条 寄託品が天災その他の避けることができない理由により受けた損失に対して、<u>市及び指定管理者は、その責めを負わない。</u> (博物館資料の相互貸借等) 第10条 博物館資料の<u>相互貸借等</u>を受けようとする者は、<u>博物館資料貸借申請書(様式第10号)</u>を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 2 <u>教育委員会は、前項の規定による申請の可否について、博物館資料貸借許可(不許可)書(様式第11号)を交付するものとす。</u>	(寄贈又は寄託の手続) 第8条 博物館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、<u>博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第9号)</u>に必要事項を記入のうえ<u>教育委員会</u>に提出し、<u>その承認を得なければならない。</u> 2 <u>前項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託者の負担とする。</u> (寄託品の取扱い) 第9条 寄託品が天災その他の避けることができない理由により受けた損失に対して、<u>教育委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。</u> (資料の貸出し) 第10条 博物館<u>収蔵資料の借用</u>を受けようとする者は、<u>博物館資料借用申請書(様式第10号)</u>を<u>教育委員会</u>に提出し、<u>その許可を受けなければならない。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の規定による許可をしたときは、博物館資料借用許可書(様式第11号)を交付するものとする。</u>

安曇野高橋節郎記念美術館使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

下記のとおり安曇野高橋節郎記念美術館の使用を許可してください。

記

使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後 年 月 日 午前 時 分 まで 計 日間 午後
施設名	主 屋 ・ 南の蔵
使用備品	
予定人員	_____人
入 場 料	無 ・ 有 (_____ 円)

安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

連絡先(電話)

下記のとおり安曇野高橋節郎記念美術館収蔵資料の撮影及び掲載を許可してください。

記

撮影及び掲載事項	
資料名	
使用目的	

(表)

安曇野高橋節郎記念美術館使用許可書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

下記のとおり安曇野高橋節郎記念美術館の使用を許可します。

記

使用目的				
使用日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後 年 月 日 午前 時 分 まで 計 日間 午後			
施設名	主 屋 ・ 南の蔵			
使用備品				
予定人員	人			
入 場 料	無 ・ 有 (円)			
使 用 料	施設使用料	暖 房 料	減 免 額	差引使用料
	円	円	円	円
			納 付 額	領収日付印
			円	

(裏)

許可の条件

- 1 安曇野市博物館条例、安曇野市博物館条例施行規則を遵守するとともに記念美術館職員の指示に従うこと。
- 2 施設の現状を変更しないこと。
- 3 飲酒又は指定された場所以外で喫煙等火気を使用しないこと。
- 4 物品を販売しないこと。
- 5 広告又はこれに類する張り紙等を表示しないこと。
- 6 その他、安曇野市教育委員会が不相当と認めた行為をしないこと。

安曇野高橋節郎記念美術館資料撮影及び掲載許可書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会

下記のとおり安曇野高橋節郎記念美術館収蔵資料の撮影及び掲載を許可します。

記

撮影及び掲載事項			
資料名			
撮影及び掲載 目 的			
		納 付 額	領収日付印
		円	

許可の条件

- 1 記念美術館収蔵品に関する著作権は、すべて安曇野市教育委員会に帰属します。
- 2 許可申請書記載の目的以外に使用又は転用することはできません。転用の場合は改めて許可を受けてください。
- 3 掲載した使用目的以外の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその責任を負います。
- 4 当該資料を利用した出版物は、必ず安曇野市教育委員会に寄贈していただきます。

博物館使用料等減免申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・安曇野高橋節郎記念美術館）の使用料等を減免して
ください。

記

区 分		使用日時・人員等	減免申請額	理 由
入 館 料		年 月 日 人		
安曇野高橋節郎記念美術館	施設使用料 主屋・南の蔵	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間		
	特別使用料 模写・模造	年 月 日 資料等の名称		
	撮影（学術研究用）	（ ）		
	撮影（その他）			
	原版使用（学術研究用）			
	原版使用（その他）			

博物館使用料等減免決定書

第 _____ 号
年 月 日

様

安曇野市長



下記のとおり（豊科郷土博物館・安曇野高橋節郎記念美術館）の使用料等を減免します。

記

区 分		使用日時・人員等	使用料	減免額	差引き使用料
入 館 料		年 月 日 人			
安曇野高橋節郎記念美術館	施設使用料 主屋・南の蔵	年 月 日 時から 年 月 日 時まで 日間			
	特別使用料 模写・模造 撮影（学術研究用） 撮影（その他） 原版使用（学術研究用） 原版使用（その他）	年 月 日 資料等の名称 ()			

博物館使用料等還付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・安曇野高橋節郎記念美術館）の使用料等を還付してください。

記

使用許可番号		使用許可年月日	
使用料等納付年月日		納付金額	円
還付申請額	円		
還付申請理由			

博物館使用料等還付決定書

第 _____ 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付で申請のあった（豊科郷土博物館・安曇野高橋節郎記念美術館）
使用料等還付申請につきましては、下記のとおり決定しました。

記

使用許可番号		使用許可年月日	
使用料等納付年月日		納付金額	円
還付申請額	円		
決定の内容	条例第13条ただし書及び規則第5条第2項の規定により、 次のとおり使用料等を還付します。 ・規則第5条第2項第1号に該当（全額） 円 ・規則第5条第2項第2号に該当（半額） 円 ・規則第5条第2項第3号に該当 円		

(備考)

条例とは安曇野市博物館条例、規則とは安曇野市博物館条例施行規則です。

博物館資料寄贈（寄託）申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

寄贈（寄託）者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

下記の物品を（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）資料として寄贈（寄託）いたします。

記

寄贈（寄託）資料	品 名	員 数
寄託の場合はその期間	年 月 日から	年 月 日まで
その他		

博物館資料借用申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）収蔵資料の借用を許可してください。

記

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他		

博物館資料借用許可書

第 _____ 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 図

下記のとおり（豊科郷土博物館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・安曇野高橋節郎記念美術館）収蔵資料の借用を許可いたします。

記

借用資料	品 名	員 数
借用目的		
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
条件等		

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、安曇野市博物館（以下「博物館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 （略） （開館時間） 第7条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、近代美術館にあつては、別表第2の1の（2）に規定する展示室等の利用を許可する場合に限り、開館時間を午前9時から午後9時30分までとすることができる。 2 教育委員会又は指定管理者は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更できる。 3 指定管理者は、第1項ただし書の規定により開館時間を定めるとき、又は前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。 （休館日） 第8条 博物館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日	（趣旨） 第1条 この規則は、安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、安曇野市博物館（以下「博物館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （開館時間等） 第2条 教育委員会又は指定管理者は、条例第7条第2項の規定により開館時間を変更し、又は条例第8条第2項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定める場合は、あらかじめ博物館その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日 (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日 2 教育委員会又は指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。 （利用の許可） 第9条 博物館の施設、設備、備品又は博物館資料（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、郷土博物館にあっては教育委員会、指定博物館にあっては指定管理者の許可を受けなければならない。 2 博物館に保管又は展示されている博物館資料を、学術研究その他の教育目的のために模写、模造、撮影又は原版利用（以下「特	第3条 条例第9条第1項に規定する許可（郷土博物館に限る。）を受けようとする者は、口頭により申請しなければならない。 2 条例第9条第1項に規定する許可（指定博物館に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、観覧のみの利用にあっては、口頭によることができる。 (1) 利用目的 (2) 利用日時 (3) 利用施設、設備又は備品の名称 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項 3 条例第9条第2項の許可を受けようとする者は、郷土博物館にあっては博物館特別利用申請書（様式第1号）を教育委員会に、

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ郷土博物館にあっては教育委員会、指定博物館にあっては指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は特別利用をしなくなったときも、同様とする。	指定博物館にあっては次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。 (1) 利用目的 (2) 利用日時 (3) 利用する資料等の名称 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項 4 教育委員会は、第1項又は前項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券（様式第2号）を、特別利用の可否を決定したときは博物館資料特別利用許可（不許可）書（様式第3号）を交付しなければならない。 5 指定管理者は、第2項又は第3項の申請があった場合において、入館を適当と認めたときは入館券を、特別利用の可否を決定したときは次に掲げる事項を記載した利用許可（不許可）書を交付しなければならない。 (1) 利用目的 (2) 利用日時 (3) 利用施設、設備、備品、又は資料等の名称 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

（略）

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
（使用料の減免） 第12条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、郷土博物館の使用料の一部を減免することができる。	（使用料の減免） 第4条 条例第12条に規定する特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の減免額は、次のとおりとする。 (1) 市内に住所を有する満70歳以上の者が利用するとき 全額 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人1人が利用するとき 全額 (3) 小学校及び中学校が授業の一環として引率者が利用するとき 全額 (4) その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額 2 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、博物館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請があった場合において、使用料の減免の可否を決定したときは、博物館使用料減免承認（不承認）通知書（様式第5号）を交付するものとする。 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号に係る減免を受けようとする者がこれらの規定に該当することを証する書類を提示したときは、口頭により申請することができる。この場合において、市長は、前項に規定する決定の通知を口頭により行

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
（使用料の還付） 第13条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （略） （利用料金の減免） 第15条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。	うことができる。 （使用料の還付） 第5条 条例第13条ただし書に規定する特別な理由があると認めるときとは、次に掲げるときをいい、その使用料の還付額は、次のとおりとする。 （1）天災その他の利用者の責に帰することができない理由により、全く利用できなかったとき 全額 （2）利用中に停電その他の理由で利用中止となつたとき 使用料に100分の50を乗じて得た額 （3）その他市長が特に必要と認めたとき 市長がその都度定める率を使用料に乗じて得た額 2 条例第13条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、博物館使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、博物館使用料還付承認（不承認）通知書（様式第7号）を交付するものとする。 （利用料金の減免） 第6条 条例第15条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
（利用料金の還付） 第16条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （略）	ならない。 2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、減免承認（不承認）通知書を交付しなければならない。 （利用料金の還付） 第7条 条例第16条ただし書の規定により利用料金還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の還付の可否を決定したときは、還付承認（不承認）通知書を交付しなければならない。 （寄贈又は寄託の手続） 第8条 博物館に物品その他の資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈（寄託）申請書（様式第8号）に必要事項を記入の上、教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請があった場合において寄贈又は寄託の可否を決定したときは、博物館資料寄贈（寄託）承認（不承認）通知書（様式第9号）を交付しなければならない。 3 第1項の規定による寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈又は寄託者の負担とする。 （寄託品の取扱い）

安曇野市博物館条例（平成17年安曇野市条例第239号）	安曇野市博物館条例施行規則
	第9条 寄託品が天災その他の避けることができない理由により受けた損失に対して、市及び指定管理者は、その責めを負わない。 （博物館資料の相互貸借等） 第10条 博物館資料の相互貸借等を受けようとする者は、博物館資料貸借申請書（様式第10号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、前項の申請があった場合において相互貸借等の可否を決定したときは、博物館資料貸借許可（不許可）書（様式第11号）を交付しなければならない。

議案第 4 号	教育部 各課
平成 30 年 7 月 23 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援 1 件 生涯学習課 後援 1 件 文化課 共催 1 件 後援 3 件 (詳細 別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

学校教育課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H29	H28	H27	所管課 意見
1	H30.7.18	学校教育課	めざせバイリンガル！国内英語留学	特定非営利活動法人 教育支援協会長野 代表理事 芝野 靖	特定非営利活動法人 教育支援協会長野	後援	教育支援協会の 推進する土曜・ 放課後活動の内 容、状況をひろく 知ってもらい、多 くのの方の賛同と 支援を得、地域 社会や地域ボラ ンティア等のネッ トワークを広げ ていくため。	7月18日	平成30年9月8日 (土)・9日(日)					塩嶺体験学習 の家	外国人ボランティアと週末 を一緒に生活することによ り、英語を習得の生活の中 でのコミュニケーションツ ールとして意識し、身の回りに ある題材を用いて英語を 使って楽しい活動をしなが ら、英語でコミュニケーション をとれた喜びを感じてもら い、英語への興味・関心を 育む。	小学3年～6年生を対象とした1泊 2日の体験学習。海外から信州大 学に留学している学生リーダーと 英語だけで2日間過ごし、日本に いながら英語漬けの国内留学を 体験してもらう。 定員30名。参加費15,000円(現地 集合:12,000円)	—	—	—	基準第3 案第2項 により可

教育部生涯學習課共催・後援台帳(平成30年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
1007	平成30年 8月28日	スポーツ推進担当	第24回安曇野サマーキャンプ大町カップ兼第2回(一社)関東大学バスケットボール連盟 Development League 大会	安曇野サマーキャンプ大町カップ実行委員会 (一社)関東大学バスケットボール連盟	安曇野サマーキャンプ大町カップ実行委員会 (一社)関東大学バスケットボール連盟	後援	大会の充実	6月28日(木)19日(日)	平成30年8月16日(木)～19日(日)		月 日	豊科勤労者総合スポーツ施設体育館 穂高総合体育館、大田市総合体育館、池田総合体育館	各チームの競技力向上を掲げ、2020年東京オリンピックに向けてはもちろん、今後の日本バスケットボール界の強化・発展に繋げる。他	参加校: 関東大学バスケットボール連盟、加賀大学、招待高等学校及び国体少年選抜チーム、他 競技方法: リーグ戦 参加料: 大学生1人1,500円、高校生1人1,000円	-	-	-	基準第3項 第2項により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成30年度7月定例会協議事項)

定例会	No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H29	所管課意見
7	1008	H30.7.18	社会 教育 担当	2018年安曇野戦争と平和展	平和憲法を守る安曇野の会	長谷川陽子 平和憲法を守る安曇野の会	後援	今までも憲法記念日行事と平和音楽祭・戦争と平和展に2000年以來自治体とともに教育委員会に後援をいただいているため	7月18日	平成30年 8月11日 (土)～12 日(日)		月	堀金公民館1 階展示室	平和に生きることとをパネル 展示により伝える	パネル展示 ・沖繩慰霊祭さがらさんのメッ セージ ・広島平和記念祭への安曇 野中学生記念文集と写真集 ・日本国憲法前文・9条・13条 ・安曇野6月市議会憲法変え ないよう意見書提出の陳情	-	-	-	基準第3 条第2項 により可

教育部文化課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H29	H28	H27	所管課意見
659	平成30年6月26日	文化	みんなが楽しめる動物コンサート	有限会社プラネット・ワイ	取締役社長 酒井桐香	後援	昨年、軽井沢大宮ホールで開催したコンサートについて後援承認いただいている。今年度は長野県佐久市でも更に規模を拡大し、内容を充実した内容のコンサートを行うため後援を申請。広く一般に周知すると共にこのコンサートを通じてより多くの子供たちに、音楽の魅力を伝える。	6月21日	平成30年10月21日(日)				月 日	佐久市コスモスホール	園伊玖磨の童謡集、動物に関する名曲の魅力をより多くの子供たちに伝えるため、平成27年軽井沢大宮ホールでコンサートを開始し、長野県下、他、大阪府や京都府、関東などコンサートの場を広げている。	出演：雨宮知子(朗読・うた)、堀家徳子(ピアノ)、長谷川幹人(エレクーン、司会)に園通香さんをおまねぎ園伊玖磨が作曲した動物に関する童謡を歌う。出演者たちのサウンドを信州の透明な空気と美しい景観の中で奏で、お客様参加型で毎年恒例のコンサートにしているよう計画。参加費無料 ・雨宮知子プロフィール：全国童謡歌唱コンクールを機に童謡歌手を志し、ミュージックフェスティバル2000童謡部門グランプリ新人賞受賞。BS日本テレビ「それいけ!アンパンマン」からぶりに知子おねえさんとして出演するなど数々の舞台で活躍し幅広い年代層に多くの支持を得ている ・長谷川幹人プロフィール：エレクーン奏者として是不動のアーティストで国内でも著名である。エレクーンでの編曲・作曲にとどまらず、大作曲家の作品も独自のアレンジで構築し、相物を通り過ぎる風、小川のせせらぎなど、人や動物の動きも楽しくリアルなミュージックシーンに変えてしまう。シンフォニー、バレエなど数々のジャンルの曲を奏でてコンサート会場の全層を沸かせている。	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可
700	平成30年7月3日	文化	ほのぼのの力作展	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)	館長 出川 久雄	後援	広く一般に周知し、より有効な広報活動を行いたい。	7月2日	平成31年2月16日(土)～2月18日(月)				月 日	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)中ホール	日頃、造形活動に取り組んでいる養護学校や特別支援学級の児童・生徒及び社会福祉施設、授産施設の入・通所者の作品を多くの方々に鑑賞していただくことで、芸術文化の振興を図り、創作活動を奨励する。	中信地区を中心とする特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童・生徒、並びに社会福祉施設(授産施設)の入・通所者の皆さんの絵画、陶芸、手芸、立体作品等を展示する。開催初日には日語正文字氏を講師に招き、「発達障がいへの国立施設の取り組み」についてスティーブ全体を見通すこと」というテーマで公開講座も開催される。入場料は無料	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H29	H28	H27	所管課意見
724	平成30年7月5日	文化	平成30年度立歴史館「自然を思つめた田淵行男」	長野県立歴史館 館長 笹本 正治	長野県立歴史館	共催	田淵行男資料の借用、対談イベントの運営及び穂高交流学習センター「みらい」の減免申請で必要のため。	7月3日	平成30年12月15日(土)～平成31年2月17日(日)				日	長野県立歴史館 企画展示室、(旧)映像情報室	田淵行男は高山嶽・アシンガバチの研究、アルバムの制作を通じて自然保護を訴えてきた。この姿勢を評価した環境庁は自然保護思想普及功労賞を贈っている。また、田淵が伝えたい自然保護の思いは、田淵行男記念館による子どもたちの自然観察会「むしの会」に引き継がれ、田淵行男賞が自然保護写真家などに贈られている。田淵行男の没後30年の今、田淵が残した遺産を県民に広く知っていただくためにこの展覧会を企画した。	今回の展示では田淵のライフワークを軸に、田淵の目を通して安曇野の景観の姿と、雪形の研究の裏で繰り広げられた民俗学者向山雅重たちとの心温まる交流の軌跡を考えてみた。企画展のみの入場料は大人:300円、大学生:150円、企画・企画・常設展共通は大人:500円、大学生:250円、高校生以下は無料。また、会期中に関連行事として12月23日、1月26日、2月16日に企画展示室前及び企画展示室でギャラリートークが、1月19日に穂高交流学習センターみらいで「田淵行男と人づくり・安曇野の環境保全」というテーマで対談が開催される(定員:200名)				取捨基準第3条第1項1号により可
744	平成30年7月9日	文化	金剛山歌劇団中南信地区公演「自然を思つめた田淵行男」	金剛山歌劇団中南信地区公演実行委員会 河 舜昊	金剛山歌劇団中南信地区公演実行委員会	後援	広範な日本の皆様に参加してもらうため。	7月7日	平成30年10月20日(土)				日	キッセイ文化ホール	文化公演を通じ、朝・日親善をより深めるため。	朝鮮の歌と踊りのアンサンブル、団員:約60名、入場予定者:1000名、入場料:無料	×	×	×	昨今の国際情勢を鑑み不可

報告第 1 号	教育部 学校教育課
平成 30 年 7 月 23 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 等々力 洋子

タイトル	安曇野市教育委員会所管の事務事業に係る点検・評価等について
報告を要する事項の内容	点検・評価調書及び自己評価の承認及び知見を活用する点検・評価者の委嘱
要旨	点検・評価に使用する調書内容及び自己評価並びに点検・評価にあたり知見を活用する者を以下のとおり委嘱したので報告するとともに、教育部各課の事務事業評価について報告するものです。
説明	1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項の規定により、すべての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、これを公表することとされています。 同法第 26 条第 2 項に規定する学識経験を有する者について、以下の 3 名の方を委嘱したので、報告します。 ○安曇野市社会教育委員 細田 利章 ○前安曇野市社会教育委員 平田 米子 ○前豊科南小学校長 筒井 年恵 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等） 第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。 2 教育部各課の事務事業評価調書について 別冊のとおり

平成 29 年度 安曇野市教育委員会事務事業点検・評価項目一覧

安曇野市総合計画後期基本計画との関係	頁	評価対象事務事業	所管課	自己評価	
				H29	H28
第3章 人と文化を育むまちの形成	1	いじめ・不登校対策事業	学校教育課	B	B
第1節 郷土を担う人を育むまち 1 学校教育の充実 ①時代を担う人づくりの推進 ②特色ある学校教育の推進 ③学校施設の整備 ④相談支援体制の充実	3	適応指導教室運営事業	学校教育課	B	B
	4	教育相談事業	学校教育課	B	B
	7	就学相談事業	学校教育課	C	C
	8	教育指導員・教育相談員の配置	学校教育課	A	A
	9	学校加配職員及びスクールソーシャルワーカー等の配置・派遣事業	学校教育課	A	A
	12	学校 ICT 事業の推進	学校教育課	B	B
	13	英語教育の推進事業	学校教育課	C	C
	15	コミュニティスクール事業（スクールサポート事業から名称変更）	学校教育課	C	B
	16	中学生議会事業	学校教育課	B	B
	17	指導主事「授業支援」事業	学校教育課	B	B
	18	入学準備金貸付制度	学校教育課	C	C
	19	学校安全対策事業	学校教育課	B	B
	21	小・中学校施設改修事業	学校教育課	B	B
	22	給食事業	学校教育課	B	B
2 青少年の健全育成	24	青少年健全育成事業	生涯学習課	B	C
第3章 人と文化を育むまちの形成 第2節 生涯を通じて学び合うまち 1 生涯学習の推進 ①生涯学習体制の構築 ②生涯学習機会の充実 ③生涯学習施設の整備	26	成人式実施事業	生涯学習課	B	B
	27	安曇野検定実施事業	生涯学習課	B	C
	28	生涯学習講座実施事業	生涯学習課	B	C
	29	社会教育団体支援事業	生涯学習課	C	C
	30	放課後・家庭教育推進事業	生涯学習課	C	C
	31	児童館運営事業	生涯学習課	C	C
	32	中央公民館事業	生涯学習課	B	B
	33	交流学习センター等事業	図書館交流課	B	B
第6章 協働によるまちづくりの推進 第1節 協働で築かれるまち 4 人権の尊重 ①人権教育・啓発の推進 ②人権擁護団体の育成支援	34	図書館活動の推進事業	図書館交流課	B	B
	36	人権教育推進事業	生涯学習課	B	B
	37	人権啓発事業（安曇野市1/2成人式・）	生涯学習課	A	A

安曇野市総合計画後期基本計画との関係	頁	評価対象事務事業	所管課	自己評価	
				H29	H28
2 スポーツ活動の推進 ①生涯スポーツの推進 ②スポーツ施設の整備と有効活用 ③競技スポーツの振興と指導者の育成 ④高齢者・生涯スポーツの推進 ⑤スポーツを通じたコミュニティづくり	39	体育団体等支援事業	生涯学習課	C	C
	40	市民スポーツ祭	生涯学習課	C	C
	42	新総合体育館建設事業	生涯学習課	C	C
	44	スポーツ振興事業（スポーツ教室等開催事業）	生涯学習課	B	B
第3章 人と文化を育むまちの形成 第3節 文化を学び育むまち 1 芸術文化活動の振興 ①地域文化の振興 ②芸術文化施策の充実 ③芸術文化活動の推進 ④歴史民俗資料の保存・活用	45	文化芸術振興事業	文化課	B	B
	46	諸団体との協働事業	文化課	B	B
	48	財政支援団体への補助	文化課	B	B
	49	博物館・美術館等の管理運営	文化課	B	B

(様式)

事務事業	No.1	事務事業名： いじめ・不登校対策事業	H29 年度決算額	21 千円
事業の目的	いじめ・不登校の克服に向けて、学校・地域・関係機関が連携を図り、いじめ等の防止及び早期発見・早期対応を行う。			
事業内容	いじめ不登校問題対策連絡協議会において、児童、生徒のいじめ・不登校等の調査及び指導方法や発生防止の研究を行う。			
達成状況	1 協議会委員構成(任期2年 当初は平成29年3月31日まで) 教育長 1名 福祉関係者 2名 警察関係者 1名 P T A 関係者 1名 教育関係者 6名 行政関係者 2名 学識経験者 1名 計 14 名 2 会議 ・安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会(いじめ防止対策推進法制定により、前いじめ等対策委員会を発展的解消し設置) 開催：2回 3 協議事項 ・学校及び地域におけるいじめ等の状況に関すること ・学校、地域、関係機関等によるいじめ等の防止の取り組みに関すること ・上記の他、いじめ等の防止に関すること 4 成果 ・関係機関における対応及び児童生徒や保護者に関わる情報共有をすることができた。			
事業の課題及び方向性	・いじめ・不登校の問題は全国的な課題であり、今日の学校教育について極めて重要です。これらの対応や解決には、学校だけの対応では困難であり、各機関の連携が必要不可欠です。そのためにも各機関の代表が集まり情報の共有、意見交換を行うことは極めて重要です。組織を設置して3年目でもあるので、現状の組織及び内容を継続していきます。また、いじめに関しては定義を再度確認、周知徹底を図り、防止・早期対応の観点から、各機関との更なる連携の強化を目指します。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施（予定）分
いじめを原因とした生徒の自殺に起因して、第三者委員会の設置などをめぐり、保護者と教育委員会が対立関係となるケースが全国で起きているが、このことは関係者にとって、大変辛いことである。このような事態に至らないためにも、日頃から保護者・学校・教育委員会が濃密な関係の保持に努めることが必要である。	学校については、困難又は対応に苦慮する案件がある場合、教委に相談してもらうよう校長会等で常に呼びかけている。 保護者から教委に連絡があった場合は、想いを聞き取った上で、学校と保護者をつながられるように、丁寧な対応や指導、助言を行った。	今後も継続して、呼びかけ、仲介、早期対応を実施する。
各地区において、子どもを対象とした豊かな人間関係を育むための地域行事が行われているが、いじめられている子どもは参加しない傾向にあると思われる。このため、行事に参加している大人たちが例年参加しない子ども等に目を向けることで、いじめの早期発見につなげるような取り組みを検討する必要がある。	民生児童委員など地域で活動する人と子どもがつながれるように、スクールソーシャルワーカー等を介して、地域に支援者があることを本人・保護者に伝え、希望があれば仲介した。	早期発見だけでなく、いずれは地域の支援団体他とも繋がり、安心できる居場所を見つけられるように、民生児童委員等の地域の人との繋がりができた場合は、それが途切れないよう根気強く子どもを地域に迎え入れるための声かけや働きかけを実施している。

(様式)

事務事業	No.2	事務事業名： 適応指導教室運営事業	H29 年度決算額	9,089 千円																																																
事業の目的	不登校の児童生徒を対象に、学校復帰に向けての指導及び援助を行なう																																																			
事業内容	安曇野市教育支援センター設置条例に基づき、教育支援センター内に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた適応指導・学習支援等を行なう。(職員体制:適応指導員 2 名、臨時指導員 2 名)																																																			
達成状況	適応指導教室の在籍状況 5 力年の在籍児童生徒数の推移 (単位: 人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>36</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>年度計</td> <td>42</td> <td>24</td> <td>34</td> <td>33</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> ・平成 29 年度、在籍が最も多かった学年は中学 3 年生 5 名、次いで中学 1 年生 4 名。中学 3 年生で平成 29 年度中に学校へ復帰できた生徒は 4 名。 ・適応指導教室で精神的・学力面ともに力をつけ、自己に自信を持つことができたと評価できる。 ・適応指導教室は、不登校および不適応傾向の児童生徒の一時的な適応機関としての機能が学校及び保護者に認められ、不登校等児童生徒への指導の選択肢として定着しつつある。 *参考 安曇野市の 5 力年の欠席 30 日以上の不登校児童生徒の推移 (単位: 人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>97</td> <td>84</td> <td>93</td> <td>72</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126</td> <td>117</td> <td>116</td> <td>100</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table> 不登校数は減少傾向 (29 年度は微増) にありますが、在籍率はほぼ横ばいの状況 (長野県の傾向と同様)。				年度	H25	H26	H27	H28	H29	小学生	6	6	11	14	13	中学生	36	18	23	19	14	年度計	42	24	34	33	27	年度	H25	H26	H27	H28	H29	小学校	29	33	23	28	28	中学校	97	84	93	72	76	計	126	117	116	100	104
年度	H25	H26	H27	H28	H29																																															
小学生	6	6	11	14	13																																															
中学生	36	18	23	19	14																																															
年度計	42	24	34	33	27																																															
年度	H25	H26	H27	H28	H29																																															
小学校	29	33	23	28	28																																															
中学校	97	84	93	72	76																																															
計	126	117	116	100	104																																															
事業の課題及び方向性	スクールソーシャルワーカー・不登校支援コーディネーターとの情報共有を図り、課題となっている在籍校と、各校の適応指導教室 (中間教室) 支援員や関係者との連携を更に強化していきます。																																																			
自己評価	B																																																			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.3	事務事業名： 教育相談事業	H29 年度決算額	1,397 千円																								
事業の目的	学校生活等で困難を抱えている子ども達や保護者、学校関係者を支えるため																											
事業内容	不登校、引きこもり、発達障がい、学校生活、進路、子育て全般、しつけ等についての教育相談活動（電話相談及び面接相談）を実施。 （職員体制：教育相談員 常勤 1 名、非常勤 3 名）																											
達成状況	教育相談事業の重点と状況 目的達成に向け、「安曇野市における教育相談体制の整備と強化を図るとともに、<u>地域における関係機関、関係団体との連携、共同体制を構築していく</u>」ことを重点とし、<u>時代のニーズに応じた教育相談室運営</u>を目指してきた。 ＜連携してきた関係機関、団体＞ 小中学校・特別支援教育コーディネーター連絡会・家庭児童相談室・子ども発達支援相談室・特別支援学校教育相談員・適応指導教室・就学相談調査員・障がい者総合支援センターあるぷ・その他 ※教育相談室の支援だけでは効果が不十分と考えられる場合、相談者の了解や要請により、上記の関係機関、団体と連携して相談業務をおこなった。関係者間で「チーム支援」の意識を深めるとともに、新たな視点や発想の基で、課題解決に向けた取り組みが可能となってきている。 ＜教育相談の状況＞ ① 相談・来室者実人数：319 人 ② 相談方法別相談件数（面談 1 回で複数人の面談を行なう場合あり） 来室による面談：148 件・電話相談：30 件・学校訪問：67 件 ③相談対象者の年齢別相談回数（実質的な相談件数。相談報告書と一致する数） <table><tr><td>来訪者</td><td>件数</td><td>来訪者</td><td>件数</td><td>来訪者</td><td>件数</td><td>来訪者</td><td>件数</td></tr><tr><td>乳幼児</td><td>32</td><td>小学生</td><td>183</td><td>中学生</td><td>24</td><td>高校生</td><td>2</td></tr><tr><td>保護者</td><td>1</td><td>教師</td><td>0</td><td>その他</td><td>0</td><td>合計</td><td>244</td></tr></table> ③ 相談の主訴（1 件の相談に関し、複数の主訴あり） 性格行動 214 件 不登校 61 件 育児・しつけ 5 件 非行・反社会行動 1 件 発達障がい 45 件 知的障がい 21 件 心身症 8 件 学校・学級経営 11 件 学校生活・園生活 241 件 ※27 年度より、学校や保護者の要請により、心理発達検査（WISC-IV）も実施し、その結果を基に、学校職員や保護者等に説明の機会を持つようにしたことで、指導・支援の具体的な内容や方法、家庭生活におけるわが子への具体的な接し方、子育てのポイント等が分かり、とてもありがたいという声をいただいている。また、子ども支援課と連携し、認定子ども園の園長や保育士に対し、WISC 検査実施を通して園児への支援方法についての助言も行っている。				来訪者	件数	来訪者	件数	来訪者	件数	来訪者	件数	乳幼児	32	小学生	183	中学生	24	高校生	2	保護者	1	教師	0	その他	0	合計	244
来訪者	件数	来訪者	件数	来訪者	件数	来訪者	件数																					
乳幼児	32	小学生	183	中学生	24	高校生	2																					
保護者	1	教師	0	その他	0	合計	244																					

事業の課題及び方向性	関係機関との連携、共同体制の構築をさらに進める必要があります。早期発見・支援、一貫した継続的な支援が今後増々問われてきます。 そのために、当市の大きな課題は、部局を超えた支援の連携が必須であるという共通認識のもと、更なる共同体制の構築に資していくことにあります。 (例：就園前、就園時から小学校入学後への移行支援、中学卒業後の支援の充実→福祉部、保健医療部、教育部などの連携が必要)
自己評価	B

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施（予定）分
・特別に支援を要する児童生徒の保護者について、子どもの行動等において指摘を受けた場合、受けいれられない状況もある。このような保護者の意識改革を図る啓発的な取り組みを市としても検討する必要がある	市費加配を含め、教職員には特別支援教育に携わる専門家の講話、傾聴や保護者対応に関する研修を設けた。	インクルーシブ教育、特別支援の現状と課題を知ってもらうため、学校 PTA 会で話題にしてもらう等、学校に働きかける。 就学前の段階から、保護者が特別支援や発達に関する情報に触れられるよう、関連部局にも連携を呼びかける。
・特別な支援を必要とする子どもが、幼児期から 義務教育ならびにその後の学校との円滑な接続が図れるよう、切れ目のない発達指導等の仕組みを検討する必要がある。	就学相談に関連して、小学校の特別支援教育コーディネーターと繋がるように、面談や引き継ぎ会を各校で実施。中学卒業前には、本人の進路に合わせ、保健師や市の関連部署、地域の支援団体等に繋げている。	現在実施していることは継続しながら、切れ目ない支援の仕組みづくりのため、教育・福祉担当者会等も活用して研究をすすめている。

(様式)

事務事業	No.4	事務事業名： 就学相談事業	H29 年度決算額	3,759 千円																																	
事業の目的	安曇野市心身障がい児就学相談委員会では、知的障がい、その他心身障がいの疑いのある児童等の調査、審査（入級、退級についての審査）および就学の相談を行う。																																				
事業内容	1 安曇野市心身障がい児就学相談委員会（委員 19 名） 年 3 回開催 2 5 地区別就学相談小委員会（小委員のべ数 72 名）年間 13 回開催 3 小委員会に向け資料作成のため、調査員が幼稚園、認定こども園にて観察と相談（観察園児のべ数 164 名）年 2 回実施 4 平成 28 年度就学相談を受け平成 29 年度小中学校 1 年に入学した児童生徒の経過観察（小 1 児童 55 名、中 1 生徒 48 名、計 103 名）年 1 回実施																																				
達成状況	(判定数) <table><tr><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">人数</th><th colspan="3">判定結果</th><th rowspan="2">判定と異なる就学者</th></tr><tr><th>通常学級</th><th>特別支援学級</th><th>特別支援学校</th></tr><tr><td>幼児</td><td>71</td><td>33</td><td>31</td><td>7</td><td>1</td></tr><tr><td>児童</td><td>78</td><td>2</td><td>71</td><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>生徒</td><td>15</td><td>0</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>164</td><td>35</td><td>117</td><td>12</td><td>1</td></tr></table>				対象者	人数	判定結果			判定と異なる就学者	通常学級	特別支援学級	特別支援学校	幼児	71	33	31	7	1	児童	78	2	71	5	0	生徒	15	0	15	0	0	計	164	35	117	12	1
対象者	人数	判定結果					判定と異なる就学者																														
		通常学級	特別支援学級	特別支援学校																																	
幼児	71	33	31	7	1																																
児童	78	2	71	5	0																																
生徒	15	0	15	0	0																																
計	164	35	117	12	1																																
事業の課題及び方向性	1 就学判定数が平成 28 年度より 5 名増となっている。今後、早期スタートで年中からの相談も増えることが予想される。委員会前後の事務量や調査員の相談業務量の増加が著しく、今年 1 名人員増したが、相談日調整が難しい。 2 園児の就学相談の早期スタートが必要です。子ども発達相談室を中心に年中児のスクリーニングの試みを開始したと聞いているが、福祉課・健康推進課・子ども支援課・学校教育課などが、それぞれに受け持つことを、今できる連携の中で最善を尽くしてきているが、根本的な見直しを要望していきたい。																																				
自己評価	C																																				

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.5	事務事業名： 教育指導員・教育相談員の配置	H29 年度決算額	— 千円
事業の目的	各学校における学力・体力向上をはかると共に教育相談に対応し、安定した学校運営が行えるようにする。			
事業内容	(1) 教育全般について各学校・各機関との連携、支援 (2) 学力・体力向上にむけての取組 (3) 就学相談 (4) 教育相談 (職員体制：教育指導員 3 名 教育相談員 1 名)			
達成状況	(1) 教育全般について各学校・各機関との連携、支援 ① 学校と教育指導員との懇談会 4、5 月に実施。 市内 17 校 ② いじめホットラインとして、保護者や学校との相談 ③ 福祉課、子ども支援課等との連携担当者会議を実施 週 1 回 (2) 学力・体力向上に向けての取組 ① 安曇野市学力・体力 4 ヶ年計画の実施 (27 年度からスタート) ② 組織及び運営 ア 学力向上推進委員会 ・ 年 9 回開催し、全国学力・学習状況調査の結果を分析・考察し、報告書にまとめると共に、次年度へ向けた授業改善にかかわる提言をした。 イ 体力向上推進委員会 ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査や、新体力テストの結果を分析し、公表すると共に、体力向上にむけた実践を公表するとともに、体づくり、運動遊びの研修として、長野県版運動プログラム普及事業の実施。各学校に訪問し、体づくり・運動遊びや日常の運動などについて支援。 ウ 部活動運営委員会 ・ スクールサポート事業として、健全な部活動のあり方について検討、各校の課題解決に向けて支援。 (3) 就学相談 ① 心身障がい児就学相談委員会 ・ 小中学校入学及び在学中の児童生徒に関わる、適切な就学の検討。 (4) 教育相談 教育支援センター教育相談室での教育相談に対応。			
事業の課題及び方向性	○学力・体力向上については、4 ヶ年計画とし、28、29 年度は「定着と深化」、30 年度は「実践と評価・考察」に向けて取り組んでいきます。 ○就学支援および教育相談については、児童生徒の観察、保護者の意向などを確実に捉え、学校や各機関との連携を図りながら対応していきます。			
自己評価	A			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.6	事務事業名： 学校加配職員及びスクールソーシャルワーカー等の配置・派遣事業	H29 年度決算額	141, 672 千円																																											
事業の目的	障がい等により特別な支援を要する児童・生徒に対応するための職員を配置し、学習や学校生活の支援を行うとともに、障がい児等指導相談員等を派遣し指導方法の相談・助言を行い健やかな成長を支援する。																																														
事業内容	・ 学校の要望に基づき、障がい児支援員・特別支援学級補助員・中間教室支援員等の配置 ・ 不登校対策として、各校を巡回するスクールソーシャルワーカー、不登校支援コーディネーター、スクールカウンセラーの派遣 ・ 障がい児等指導相談員（学校心理士・作業療法士・言語聴覚士）の派遣																																														
達成状況	○成果 ・ 障がい児支援員は、特別支援学級や普通学級の仲間と行う授業等活動時に、特に学級内の人間関係面の支援とその子どもの特性に応じた支援を心掛け、子どもが安定して活動に参加し、自己実現の経験が数多くできるよう努力し、その児童生徒と周囲の集団の生活安定に大きく寄与している。 ・ 各校配置の中間教室指導員ほか、スクールソーシャルワーカー、不登校支援コーディネーター及び市適応指導教室の適応指導員など不登校支援に関わる職員が不登校傾向の子どもの支援の中核となり、関係機関とも連携しながら登校につなげる活動を行っている。 【配置・派遣状況】 <table><tr><td></td><td>職 名</td><td>延べ人数</td><td>備 考</td></tr><tr><td rowspan="7">賃金</td><td>医療支援員（看護師）</td><td>1</td><td>（小学校）</td></tr><tr><td>障がい児支援員</td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>特別支援学級補助員</td><td>20</td><td></td></tr><tr><td>学習支援員</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>中間教室支援員</td><td>18</td><td></td></tr><tr><td>スクールソーシャルワーカー 不登校支援コーディネーター</td><td>2</td><td>（巡回型）</td></tr><tr><td>小計</td><td>67</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">謝礼</td><td>スクールカウンセラー</td><td>9</td><td>（巡回型）</td></tr><tr><td>障がい児等指導相談員</td><td>3</td><td>（巡回型）</td></tr><tr><td>放課後学習指導室支援員</td><td>39</td><td></td></tr><tr><td>小計</td><td>51</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td>118</td><td></td></tr></table> ○スクールソーシャルワーカー、登校支援コーディネーター活動のべ件数（2名合計） 面談 176 家庭訪問 86 登校支援 536 日中活動支援 1, 268 支援会議 220 その他 368 合計 2, 654					職 名	延べ人数	備 考	賃金	医療支援員（看護師）	1	（小学校）	障がい児支援員	20		特別支援学級補助員	20		学習支援員	6		中間教室支援員	18		スクールソーシャルワーカー 不登校支援コーディネーター	2	（巡回型）	小計	67		謝礼	スクールカウンセラー	9	（巡回型）	障がい児等指導相談員	3	（巡回型）	放課後学習指導室支援員	39		小計	51			合計	118	
	職 名	延べ人数	備 考																																												
賃金	医療支援員（看護師）	1	（小学校）																																												
	障がい児支援員	20																																													
	特別支援学級補助員	20																																													
	学習支援員	6																																													
	中間教室支援員	18																																													
	スクールソーシャルワーカー 不登校支援コーディネーター	2	（巡回型）																																												
	小計	67																																													
謝礼	スクールカウンセラー	9	（巡回型）																																												
	障がい児等指導相談員	3	（巡回型）																																												
	放課後学習指導室支援員	39																																													
	小計	51																																													
	合計	118																																													

事業の課題及び方向性	・課題を抱えている児童生徒が増加している中、障害者差別解消法を受け、合理的な配慮が求められています。そのためには支援を行う職員の配置について、より要望及び重要性が増しています。このことから、当事業は継続することと共に、保護者の要望からも一層充実を考えていかななくてはならない事業です。	
自己評価	A	

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施 (予定) 分
・各小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーター及び不登校支援コーディネーターの役割は、全校レベルで様々な事案に対応するとともに、支援会議への出席、保護者との連絡・調整など多岐にわたり、大変多忙な状況である。 また、各コーディネーターには、特別な支援を要する対象児童生徒に関する様々な情報が蓄積されている。市が配置する各種相談員等との有機的な連携を一層強めるとともに、市としても年々増加している発達障害傾向がみられる児童生徒への迅速なWISC検査の実施や相談体制の一層の充実について検討する必要がある。	WISC 検査は、市教育相談室でも対応し、可能な限り迅速に実施できるよう対応している。また、市で配置する各種相談員は、各校のコーディネーターと連携、相談しながら、子どもの支援の方向性と手立てを共に検討した。 また、コーディネーターだけではなく、保護者や担任に対しても、子どもとの関わり方・家庭での支援を含めた相談に乗り、助言を行った。	教育相談室で継続して検査を実施すると共に、スクールカウンセラー（臨床心理士）にも必要時には検査に対応してもらう。
・安曇野市では、特別な支援を要する児童生徒への支援など、多様な教育課題に対応するため、多額の市費を投じて多くの加配職員を小中学校に配置している。 このように、市として個に応じたきめ細やかな教育を進めていることを、学校などを通じて保護者に伝えとともに、市の広報等で、その効果・成果などを広く市民に示していくことが必要である。	学校便りを通じて保護者には市費の加配職員の配置や成果についての周知を図っている。	保護者への周知は継続していく。広報等の活用については検討している。

(様式)

事務事業	No.7	事務事業名： 学校 ICT 事業の推進	H29 年度決算額	110,198 千円
事業の目的	情報化の進む社会での生活に必須である必要なパソコン等に触れる機会を設けるとともに、どの児童・生徒にとっても分かりやすい授業となるよう ICT 機器を活用して、子ども達の「生きる力」を育む学校教育を推進します。 慢性的に飽和状態にある教員の業務について、ICT の活用で校務事務の効率化を図り、授業や子供たちと向き合う時間を創出できる環境を整備します。			
事業内容	教育用・校務用のパソコン等の情報機器について、セキュリティを考慮しつつ見直しを含めた更新・整備を行います。 新学習指導要領に適合した授業の推進を支援するため、文部科学省が示す「第2期教育振興基本計画」に基づいた情報機器の導入を行います。 校務支援システムの導入と積極的活用により、教員の事務処理に係る負担軽減を図り、授業の質向上への側面的支援を行います。			
達成状況	ICT 環境の整備に重要な情報ネットワークの高速化とセキュリティの強化を図るため、教育委員会管理のセンターサーバを設置しました。各学校の機器更新に合わせ、順次、学校内ネットワークの再構築を行います。 「第2期教育振興基本計画」の整備目標の機器の1つである電子黒板について、市内中学校への一斉導入（126 台）を行いました。 今後、更新時期を迎えるパソコン教室の教育用パソコンや教職員が使用する校務用パソコンの更新については、コストパフォーマンスに配慮しながら、なるべく陳腐化を抑制できる仕様により構成します。 【センターサーバ設置】 平成 27～28 年度に実施済（時期更新は 32 年度～） グループウェア・校務管理サーバ、資産管理サーバ、 教育用ファイルサーバ、管理サーバ、フィルタリングサーバ 【各小中学校パソコン等更新計画】 平成 30 年度 穂高南小・穂高西小・穂高北小・穂高東中・穂高西中 平成 31 年度 豊科南小・豊科北小・豊科東小・豊科南中・豊科北中 三郷小・三郷中 【電子黒板】 ※ 新規 平成 29 年度 電子黒板（プロジェクター型）126 台導入 市内 7 中学校の普通教室他			
事業の課題及び方向性	電子黒板と校務支援システムの導入を小学校から強く要望されています。 平成 30 年度に示される次期学習指導要領を踏まえて、タブレット端末等の整備を検討する必要があります。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.8	事務事業名： 英語教育の推進事業	H29 年度決算額	67,832 千円
事業の目的	グローバル化する国際社会に対応できる人材の育成を目指し、国際感覚を養うと共に、英会話能力の向上と英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童・生徒を育成する。			
事業内容	中学生海外ホームステイ交流派遣事業や中学校英語課外授業を実施するほか、中学校 7 校に 1 人ずつの外国人 A L T と小学校の外国語活動において外国人 A L T 4 人と日本人 A L T 2 人を配置し、英語教育の推進を図る。			
達成状況	中学生海外ホームステイ交流派遣事業 本事業も 4 回目となり、平成 29 年度事業においても市内中学校 2 年生に募集を行い、14 人の参加生徒に対し 54 人の応募がありました。 選考された参加生徒は、3 回のオリエンテーション、6 回の英会話レッスンを受講しホームステイに臨みました。現地での貴重な体験は、平成 30 年 5 月 27 日開催の帰国報告会で多くの来場者へ発表され、頼もしい中学生の姿を見ていただくことができました。 派遣期間：平成 30 年 3 月 17 日（土）から 3 月 26 日（月）までの 10 日間 派遣先：オーストラリア メルボルン 中学校英語課外授業 市内中学校 7 校で放課後を活用して実施しています。授業は原則的に全て英語による実践的な英会話授業で、「英会話がもっと上達したい」「外国人と日常会話ができるようになりたい」と思う生徒が、ALT、参加生徒と英語でコミュニケーションを取ることで、英語の楽しさを実感できる課外授業となっています。 平成 29 年度参加生徒数：69 人 外国語指導助手派遣事業 小学校、中学校へ A L T を派遣し、英語授業におけるチームティーチングや英語に触れる機会は、子ども達の国際的視野の育成やコミュニケーション能力の素地を養い、英語教育の推進に繋がっています。			
事業の課題及び方向性	英語課外授業は、参加希望者の多さを考慮して 1 クラスあたりの生徒数の見直しを行い、平成 30 年度より 10 人→12 人とししました。今後も学校規模や希望者に合わせて、受け入れ可能人数の拡大について検討していく必要があります。財政上の課題として、中学生海外ホームステイ交流派遣事業の個人負担額の見直しを検討する必要もあります。			
自己評価	C			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施（予定）分
・安曇野市では、中学生海外ホームステイ交流派遣事業が継続実施されており、帰国報告会における参加者の発表を聞くとう着実な成長が感じられた。一方、小学校では、新小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）において、中学年に外国語活動、外国語科が導入された。平成 30 年、31 年の学習指導要領移行期を経て、平成 32 年度から全面実施されることとなっている。安曇野の子どもが、グローバル社会で活躍する人材に成長するために、今から英語教育の推進の取組を明確化しておく必要がある。あわせて、定められた授業時数の中で、基礎学習の根幹をなす「読み・書き・計算」とのバランスを図っていくことが重要である。特に、英語を修得する上においても、また正しい日本語を身に付けるために、子どもの成長段階における国語教育の充実について検討する必要がある。	小学校の外国語活動の円滑な導入と強化に向けて、教職員の研修の機会を設けるなど、教える側のスキルアップにも力を入れています。	中学校の課外授業は、参加希望者の多さを考慮して 1 クラスあたりの生徒数の見直しを行い、10 人→12 人としました。 小学校の英語指導教員については、1 名増員し、名称を外国語コーディネーターに変更、より全体的な視野を持って活動してもらえるようにしました。 日本語教育の充実については、バランスを考慮しつつ検討をしていきます。

(様式)

事務事業	No.9	事務事業名： コミュニティスクール事業	H29 年度決算額	7,087 千円																				
事業の目的	子どもたちの育成環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、開かれた特色ある学校づくりを進めるため、地域住民が多様な形態で学校教育を支援し、大人との関りを通じて「生きる力」を育みます。																							
事業内容	地域の方々が学校支援ボランティアとして、学校が必要とする支援活動に参加するほか、立志塾の開催、各地域における地域教育協議会においては、学校運営等の協議を行い地域と学校が共通理解を図る。																							
達成状況	学校支援ボランティアの活動 平成 29 年度の市内全小中学校のコミュニティスクール事業（スクールサポート事業より名称変更）の申請件数（部活動外部指導者申請を含む）は 223 件で、昨年度より 11 件増加している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度申請件数</th> <th>平成 29 年度申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援活動 87 件</td> <td>学習支援活動 85 件</td> </tr> <tr> <td>総合的な学習支援活動 41 件</td> <td>総合的な学習支援活動 45 件</td> </tr> <tr> <td>読書支援活動 17 件</td> <td>読書支援活動 19 件</td> </tr> <tr> <td>子ども安全支援活動 9 件</td> <td>子ども安全支援活動 11 件</td> </tr> <tr> <td>環境整備支援活動 7 件</td> <td>環境整備支援活動 6 件</td> </tr> <tr> <td>外国籍児童生徒支援活動 4 件</td> <td>外国籍児童生徒支援活動 6 件</td> </tr> <tr> <td>障がい児支援活動 1 件</td> <td>障がい児支援活動 2 件</td> </tr> <tr> <td>部活動支援活動（外部講師） 45 件</td> <td>部活動支援活動（外部講師） 48 件</td> </tr> <tr> <td>課外活動支援活動 1 件</td> <td>課外活動支援活動 1 件</td> </tr> </tbody> </table> 立志塾の開催 市内各中学校では、安曇野の中学生のよりよい育ちに向け、子どもたちの心に火をつけ、高き志を培うことを目標に、学社連携の取り組みとして、各学校に講師を招き開催している。 平成 29 年度開催学校：6 校 開催回数：11 件				平成 28 年度申請件数	平成 29 年度申請件数	学習支援活動 87 件	学習支援活動 85 件	総合的な学習支援活動 41 件	総合的な学習支援活動 45 件	読書支援活動 17 件	読書支援活動 19 件	子ども安全支援活動 9 件	子ども安全支援活動 11 件	環境整備支援活動 7 件	環境整備支援活動 6 件	外国籍児童生徒支援活動 4 件	外国籍児童生徒支援活動 6 件	障がい児支援活動 1 件	障がい児支援活動 2 件	部活動支援活動（外部講師） 45 件	部活動支援活動（外部講師） 48 件	課外活動支援活動 1 件	課外活動支援活動 1 件
平成 28 年度申請件数	平成 29 年度申請件数																							
学習支援活動 87 件	学習支援活動 85 件																							
総合的な学習支援活動 41 件	総合的な学習支援活動 45 件																							
読書支援活動 17 件	読書支援活動 19 件																							
子ども安全支援活動 9 件	子ども安全支援活動 11 件																							
環境整備支援活動 7 件	環境整備支援活動 6 件																							
外国籍児童生徒支援活動 4 件	外国籍児童生徒支援活動 6 件																							
障がい児支援活動 1 件	障がい児支援活動 2 件																							
部活動支援活動（外部講師） 45 件	部活動支援活動（外部講師） 48 件																							
課外活動支援活動 1 件	課外活動支援活動 1 件																							
事業の課題及び方向性	「安曇野市コミュニティスクール事業」への名称変更後の初年度、これまでの市教委・学校・地域の連携体制を継承していますが、事務分担などに問題が残ります。他の多くの自治体で行われているボランティアへの謝礼の無償化や事業の分化への取り組みが必要です。																							
自己評価	C																							

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.10	事務事業名： 中学生議会事業	H29 年度決算額	40 千円
事業の目的	中学生の目線による斬新な発想やアイデアを今後の協働のまちづくり推進に活かすとともに、中学生が主権者の立場で政治への関心を高められるようにする。			
事業内容	・市内各中学校（7校）2年生から、計18人を中学生議員として委嘱する。 ・全3回の学習会で、市政について市職員から学習する。 ・提言型の質問書を作成し、中学生議会当日発表する。			
達成状況	・学習会の実施 第1回学習会では、市政全般についての説明を受け、議員の方のお話を聴いた。また、目指す安曇野市像を視覚化するために、グループ内でウェビングマップを作成し、全体で発表した。 グループは6つに分かれて実施（グループ名は総合計画と揃える）。 （1）穏やかに暮らせるまち（2）安全・安心・快適なまち （3）豊かな産業のあるまち（4）人と文化を育むまち （5）協働によるまちづくり（6）環境にやさしいまち 第2回、第3回学習会では、市の12部42課の方から市政について深く説明を聞く機会を設けた。 ・質問書の作成 各中学校の担当教諭のご指導のもと、質問書を作成した。 ・傍聴を増やすための取組 ○議会当日にパブリックビューイングとして、大会議場にて中継による傍聴を可能にした。 ○支所や図書館などに、中学生議会のポスターの掲示依頼。 →29年度の傍聴数は74名（昨年度73名、一昨年度39名）。 ・議会当日の進行について 部長等の答弁を受けて、中学生議員が「自分にできること」をひとこと添えた。一方通行のやり取りではなく対話的に行えるよう配慮した。			
事業の課題及び方向性	・これまで6回の中学生議会で提案されたことに対する各課の取組を整理し、毎年の課題が建設的な提言になっていくようにします。 ・提言型質問の内容が、市政には寄り添うものになりますが、中学生からは少し離れた内容になりやすいので、「目指す安曇野市の姿」を実現するための提言であるということを大前提において作成していきます。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.11	事務事業名： 指導主事「授業支援」事業	H29 年度決算額	一 千円																																										
事業の目的	・安曇野の教育大綱と学力体力向上 4 力年計画を実現する。 ・新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて教員の資質能力向上を図る。																																													
事業内容	・市内小中学校 17 校への授業づくり支援 ・研究グループ（部会）への参加、支援 ・指導主事通信を発行し、先生方や児童生徒のよい姿をとらえ、広めていく。																																													
達成状況	・「できる限り学校へ足を運ぶこと」を心がけ、135 回訪問した。そのうち、学校からの訪問要請は 77 回で、日々の授業づくりをする機会を頂いた。 ・授業参観に限らず、「授業づくり支援」として事前に訪問し、先生方と共に教材研究や授業構想を練り、本番に備える形態での支援も行った。 ・学級づくりや児童生徒指導にかかわる支援の要請も多く、日々学校のニーズに答えられる支援を目指した。 支援内容の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">学校訪問総数</th> <th colspan="4">学校訪問の内訳</th> </tr> <tr> <th></th> <th>訪問回数</th> <th>昨年度</th> <th>授業参観</th> <th>昨年度</th> <th>授業づくり支援</th> <th>昨年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>68</td> <td>37</td> <td>53</td> <td>33</td> <td>15</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>67</td> <td>49</td> <td>44</td> <td>32</td> <td>23</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135</td> <td>86</td> <td>97</td> <td>65</td> <td>38</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>校外</td> <td>6</td> <td>6</td> <td colspan="3">※上記の内、学校から要請数 →</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> ・教師主導型の授業が減り、児童生徒が主体的に学習を進める場面が増えた。 ・中学校に大型電子黒板が導入され、効果的に使われている場面が多かった。生徒の顔がしっかりと上がり、学びに向かう力が育成されている。				学校訪問総数			学校訪問の内訳					訪問回数	昨年度	授業参観	昨年度	授業づくり支援	昨年度	小学校	68	37	53	33	15	4	中学校	67	49	44	32	23	17	合計	135	86	97	65	38	21	校外	6	6	※上記の内、学校から要請数 →			77
学校訪問総数			学校訪問の内訳																																											
	訪問回数	昨年度	授業参観	昨年度	授業づくり支援	昨年度																																								
小学校	68	37	53	33	15	4																																								
中学校	67	49	44	32	23	17																																								
合計	135	86	97	65	38	21																																								
校外	6	6	※上記の内、学校から要請数 →			77																																								
事業の課題及び方向性	・確かな学力を付けるために、「何を教えるか」ではなく「何ができるようになるか」をさらに意識したい。 ・「先生の言った通りのことができる力」ではなく、課題を解決するために自分で考え、それを友と練り上げ、多面的な考えをもつことができる力を目指したい。 ・I C T 機器を更に効果的に活用し、「勉強したい」という子どものサインを巧みに引き出し、意欲を高める魅力的な授業を展開したい。 ・30 年度は、新学習指導要領の移行期間に入る。「どんな子どもたちに育てたいか」のイメージを先生方と共有し、子どもたちの気持ちをつかむ魅力あふれる授業づくりをしたい。																																													
自己評価	B																																													

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.12	事務事業名： 入学準備金貸付制度	H29 年度決算額	4,680 千円																												
事業の目的	未来を担う人材の育成を図るため、高等学校又は大学等への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し、入学準備金を無利子で貸付ける「安曇野市入学準備金貸付制度」を創設し、平成 28 年 11 月から運用を開始した。																															
事業内容	平成 30 年 4 月に高等学校又は大学等への入学を希望する生徒の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学準備金の貸付けを無利子で行う。																															
達成状況	1. 貸付限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校種別等</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校・高等専門学校</td> <td>国・公立</td> <td>10 万円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学・短期大学・専門学校</td> <td>国・公立</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>60 万円</td> </tr> </tbody> </table> 2. 要件 (1) 高校・大学等に入学することが確実である進学希望者の保護者で安曇野市に住民票があり、かつ、現に市内に居住している方 (2) 生計を一にする者の所得の合計額が基準額以下である方 (3) 所得の合計額が基準額以上であっても、経済状況等が急変した方 (4) 連帯保証人を立てられる方 3. 返済方法 入学月の 4 月から返済が始まり、進学者の通常の修学期間内に完済 4. 平成 29 年度利用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>私立高校</th> <th>私立大学</th> <th>私立短期大学</th> <th>私立専門学校</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 件</td> <td>4 件</td> <td>1 件</td> <td>2 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>600,000 円</td> <td>2,400,000 円</td> <td>480,000 円</td> <td>1,200,000 円</td> <td>4,680,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				学校種別等		貸付限度額	高等学校・高等専門学校	国・公立	10 万円	私立	30 万円	大学・短期大学・専門学校	国・公立	40 万円	私立	60 万円	私立高校	私立大学	私立短期大学	私立専門学校	計	2 件	4 件	1 件	2 件	9 件	600,000 円	2,400,000 円	480,000 円	1,200,000 円	4,680,000 円
学校種別等		貸付限度額																														
高等学校・高等専門学校	国・公立	10 万円																														
	私立	30 万円																														
大学・短期大学・専門学校	国・公立	40 万円																														
	私立	60 万円																														
私立高校	私立大学	私立短期大学	私立専門学校	計																												
2 件	4 件	1 件	2 件	9 件																												
600,000 円	2,400,000 円	480,000 円	1,200,000 円	4,680,000 円																												
事業の課題及び方向性	・平成 29 年度は、夏休み前に中学校、高校等の生徒及び保護者への周知を図りました。30 年度も引き続き夏休み前の周知を行います。 ・29 年度から返済が開始されているが、滞納となる世帯が出始めてきているので、一定期間経過した後、保護者または連帯保証人への催告を都度行っていきます。																															
自己評価	C																															

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.13	事務事業名： 学校安全対策事業	H29 年度決算額	2,831 千円
事業の目的	通学路、学校敷地内の安全確保に対する対策を実施する。			
事業内容	児童・生徒の安全確保のため、熊よけ鈴の配布、通学路安全マップの作成、スズメ蜂等の害虫駆除、学校緊急無線通報システム、学校安全連絡網メール配信システムの活用、通学路合同点検の実施等の各種対策をする。			
達成状況	(1) 熊よけ鈴の配布 小学校に対し希望数を調査し、予算の範囲内で購入・配布しています。 平成 29 年度配布学校数：8 校 (100 個) (2) 通学路安全マップの作成 通学路における危険箇所、注意箇所を記載した安全マップを関係機関及び地域に配布し、安全指導、見守り等の安全確保に活用していただくほか、市ホームページにも掲載し、一般の方が確認できるようにしています。 (3) スズメ蜂等害虫駆除 学校敷地内のスズメ蜂の巣を専門業者に依頼し、駆除を行っています。 平成 29 年度実施件数：12 校 28 回 (4) 学校緊急無線通報システム 学校内に不審者が侵入した場合や事故等があった場合、即座に職員室に連絡が取れる緊急無線通報システムを活用しています。 (5) 学校安全連絡網メール配信システム 安全連絡網メール配信システム（オクレンジャー）により、警察からの不審者情報をタイムリーに送信させていただくほか、緊急連絡網として活用しています。 (6) 通学路合同点検の実施 通学路の継続的な安全確保の取り組みとして「安曇野市通学路交通安全プログラム」を策定し、地区・PTA 要望としてご提出いただいた、通学路危険箇所を警察、道路管理者、学校、地域の方々と点検を行い、改善等の対応をしています。 また、学校教育課としても「通学路」標識等の修繕、設置工事を実施しています。平成 29 年度設置枚数：3 ヲ所			
事業の課題及び方向性	児童・生徒の安全確保については、関係機関等との連携を強化し、情報共有を行いながら推進していきます。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施（予定）分
・学路の安全確保は、児童生徒の自力登校を促す上においても欠かせない重要な取り組みである。平成 27 年度からは区長からも参加していただき、関係機関と連携した通学路の合同点検が行われているが、このことは評価すべきことであり、今後も継続する必要がある。この場合において、信号機や歩道・防護柵の設置など、対策実施までに時間を要するものについては、早期の実施を関係機関に働きかけることも重要である。・	H29 年度は 11 月に実施。 H28 年度と比較して、半月程度早めています。	区長から建設課への提出締切が 6 月末。速やかに合同点検候補場所の選出を行い、点検を行います。

(様式)

事務事業	No.14	事務事業名： 小・中学校施設改修事業	H29 年度決算額	381,360 千円												
事業の目的	1. 学校教育法に基づき、小・中学校施設を整備する。 2. 国が示す耐震性能を確保し、安全な施設環境を提供する。 3. 老朽化した施設を改修し、健全な施設環境を提供する。															
事業内容	1. 屋内運動場の非構造部材の耐震化 2. 老朽化したトイレの改修 3. 校舎の長寿命化改良															
達成状況	1. 屋内運動場の非構造部材の耐震化 災害発生時に避難所となる体育館等の天井等の落下防止対策工事を行い、防災機能を強化しました。平成 29 年度は計画していた 4 箇所を施工しました。 <table border="1" data-bbox="395 712 1359 974"> <thead> <tr> <th>実施場所</th> <th>工事請負費</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三郷小学校 体育館</td> <td>33,480,000 円</td> <td rowspan="4"> ・ 吊り天井撤去 ・ 高天井照明の耐震化 ・ 高天井照明の LED 化 </td> </tr> <tr> <td>明南小学校 体育館</td> <td>41,461,000 円</td> </tr> <tr> <td>穂高西中学校 体育館</td> <td>91,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>堀金中学校 体育館</td> <td>54,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				実施場所	工事請負費	主な内容	三郷小学校 体育館	33,480,000 円	・ 吊り天井撤去 ・ 高天井照明の耐震化 ・ 高天井照明の LED 化	明南小学校 体育館	41,461,000 円	穂高西中学校 体育館	91,800,000 円	堀金中学校 体育館	54,000,000 円
実施場所	工事請負費	主な内容														
三郷小学校 体育館	33,480,000 円	・ 吊り天井撤去 ・ 高天井照明の耐震化 ・ 高天井照明の LED 化														
明南小学校 体育館	41,461,000 円															
穂高西中学校 体育館	91,800,000 円															
堀金中学校 体育館	54,000,000 円															
事業の課題及び方向性	2. トイレの改修 平成 29 年度におけるトイレ改修は、1 校を計画して施工しました。 ○豊科北中学校トイレ改修工事（Ⅲ期） 工事請負費：66,960,000 円 3. 校舎の長寿命化改良 構造体等の長寿命化による中長期的な維持管理等に係る経費縮減及び学校施設の機能・性能の向上を目的とした長寿命改良工事を新たに穂高南小学校で実施しました。なお、本工事の工期は平成 32 年度まで 4 年間の予定です。 ○穂高南小学校長寿命化改良工事（Ⅰ期）工事請負費：59,190,000 円 体育館等の非構造部材耐震化工事については、学校の夏休みに工事が集中するなか、概ね計画どおりに実施することができ、体育館の吊り天井の耐震化は平成 30 年度に完了予定で、照明器具の落下防止工事などの吊り天井以外の耐震化は平成 31 年度に完了予定です。 豊科北中学校のトイレ改修工事は 3 年間の工事が完了し、清潔なトイレは生徒から高い評価を得ていますが、他校のトイレ改修が今後の課題である。 安曇野市内の小中学校 17 校のうち、7 校が既に築 40 年が経過し、老朽対策が課題となっている。改築（建替え）に係る国の補助金等の支援が見込めないことから、長寿命化改良工事を活用して学校施設の老朽化対策を実施していきます。															
自己評価	B															

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である

(様式)

事務事業	No.15	事務事業名： 給食事業	H29 年度決算額	304,260 千円
事業の目的	安曇野市学校給食理念（目標）に基づき、安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、地産地消及び食育の推進を図る。			
事業内容	1 市内 17 の小・中学校に安全・安心で美味しい給食の提供 2 食育への取り組みと地産地消の推進 3 学校給食食材の安全確保の取り組み 4 学校給食費の徴収及び食材費支払い			
達成状況	1 市内 17 の小・中学校に安全・安心で美味しい給食の提供 ・ 1 日の給食提供食数 約 8,550 食 ・ 年間の給食提供食数 約 1,710,000 食 ・ アレルギー対応食提供者数 45 人 2 食育への取り組みと地産地消の推進 ・ 月 1 回「安曇野の日」を設定し、地元食材を使用した献立の提供により地産地消を推進（年 12 回、4 センター共通） ・ 栄養教諭、栄養士等が学校訪問し、食育（栄養・食事のバランス・食の大切さ等）の実施（市内 17 校、314 クラス） ・ 給食だよりの発行（給食提供日全クラス数発行、4 センター共通） 3 学校給食食材の安全確保の取り組み ・ 市独自の放射線測定の実施（H23.11 月から） 全 315 食材（不検出） ・ 県への学校給食食材放射性物質検査の依頼（H24.4 月から各センター月 1 回） 全 38 食材（不検出） 4 学校給食費の徴収状況 ・ 口座振替登録率 % ・ 給食費収納率 99.70%（前年比△0.04%）			
事業の課題及び方向性	【課題】 稼働から 10 年以上を経過（北部センター除く）し、厨房設備・施設等の修繕費が増加しています。食器の劣化が進み、入れ替えが必要です。 学校給食費の収納率向上にむけて対策を強化します。 【方向性】 安全・安心で栄養バランスのとれた給食を安定的に提供できるように管理運営を実施する。併せて、地元食材の使用拡大を進め地産地消推進と栄養教諭等の学校訪問を積極的に進め、食育の推進を図ります。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施(予定)分
・平成 27 年度から開始された給食費の口座振替による徴収制度において、口座振替の不能の場合は学校と連携しながら面談による納付相談や臨戸訪問等が行われ、徴収率向上への努力がなされている。社会人としての自覚ルールを改めて自覚していただくためにも有効と考えられるので、今後もこのような滞納への対策を継続することが必要である。	今後も、学校と連携しながら滞納額の減少に努めます。	今後も、学校と連携しながら滞納額の減少に努めます。
・学校給食センター業務の外部化にあたっては、運営の合理化のみにとらわれることなく、地場の食材を積極的に使用するなど、学校給食における安全・安心を確保することが必要である。	外部委託を実施する際は、安全・安心を念頭に検討いたします。	外部委託を実施する際は、安全・安心を念頭に検討いたします。

(様式)

事務事業	No.16	事務事業名： 青少年健全育成事業	H29 年度決算額	13,669 千円
事業の目的	青少年が心身ともに健やかに育ち、社会の一員としての使命と役割に自覚をもって自立する力を育成する。			
事業内容	1 青少年健全育成環境整備事務 2 青少年体験事業 3 子ども会育成会支援事務			
達成状況	1 青少年センター事業 (1) 市の青少年健全育成の拠点となる「青少年センター」の事業において、広報・啓発、青少年相談、街頭巡回、社会環境浄化活動に取り組みました。 (2) 広報・啓発活動では、日本と海外の子どもの生活の違いを知るパネルディスカッション「日本の子ども、外国の子ども、生活の違い」を開催、広報紙の発行、青少年相談活動として、学校教育課と連携した相談対応、街頭巡回活動として、長期休み中の5地域の街頭巡回、社会環境浄化活動として、有害図書・ビデオ等の自動販売機現地確認、また座禅による立ち直り支援活動を実施している「活禅寺北アルプス別院」の視察を行いました。 2 青少年体験事業 (1) 子どもの科学に対する探究心を深めるため、子どもから大人まで楽しめる米村でんじろうサイエンスプロダクションによるサイエンスショーを10月8日に堀金総合体育館サブアリーナで開催し、約350人の来場がありました。 (2) 「子ども文化祭」を11月25日穂高交流学习センター「みらい」にて行いました。ステージ発表の部8団体、展示の部4団体が参加し、参加者は約250人、来場者は約350人でした。 (3) 子ども会育成会の小学校高学年生を対象にジュニアリーダー養成講座として、6月10日にレクレーション講座を安曇野市役所大会議室で、11月11日に三九郎組立講座を堀金中央公園で開催し、それぞれ28人と32人の児童が参加しました。 (4) 『まごころ工房』と題して、犬との触合いを通して命の大切さを学ぶ講座をはじめ、子どもたちが体験できる講座を年間6回開催し、100人の児童が参加しました。 3 子ども会育成会支援 (1) 地域での子ども達の自主的な活動を推進させ、また、地域育成会の活動の活発化を目的に子ども会育成会活動への補助を行いました。 (2) 基本補助金(平等割、均等割) 97 地区育成会 (補助金: 4,672,750 円) (3) 活性化補助金 44 地区育成会 (補助金: 1,746,000 円) (4) 安全共済会加入補助 8,176 人 (補助金: 1,226,270 円)			
事業の課題及び方向性	ジュニアリーダーの養成講座について、実際の活動に繋がる事業展開に取り組みました。今後更に検討していきます。 地域子ども会育成会の活動を活発にするため、活性化補助金の更なる活用に向けて周知を図るとともに利用地区数の増加に努めたいと考えます。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施 (予定) 分
・「ジュニアリーダー養成講座」は、参加した子どもたちが講座を通して学んだことを地域に広めることを目的とした有意義な事業であり、継続が望まれる。例えば、平成 28 年度に行われた「三九郎組立講座」について、今後、子どもたちが中心となって地域の伝統行事が継承されるような取り組みに発展させてほしい。	三九郎組立講座では、指導を受けながらも子どもたちが主体となって組立を行った。完成後に大人が組立てたものとの違いを確認しながら、反省点を見出していくことで、一層の理解を深めていった。その後、講座の成果を生かし、2 地域において子どもたちが三九郎の組立を行ったと報告があった。	29 年度と同様に、「体験して身に付く講座」として開催したい。

(様式)

事務事業	No.17	事務事業名： 成人式実施事業	H29 年度決算額	3,801 千円																																												
事業の目的	当該年、成人となる若者を一堂に迎えて祝福するとともに、新成人としての自覚と誇りをもって前進することを念願して、安曇野市成人式を挙行政します。 この祝典を通じて、特に社会参加と、明るく豊かな社会づくりへの積極的な意識・態度を養う契機とします。																																															
事業内容	記念写真撮影 記念式典 交流会																																															
達成状況	安曇野市で 12 回目となる成人式を開催しました。平成 30 年の成人式は安曇野スィス村サンモリッツを会場に 1 月 7 日（日）の連休中日に挙行政され、対象者 1,047 人のうち 775 人の出席がありました。 式典は進行などの役割を実行委員が行い、来賓約 60 人に御臨席いただき厳正に執り行われました。市から記念品として「袱紗」と「記念写真」を贈りました。なお、記念写真は、出身中学校別に当時の恩師も含め撮影したものです。 式典後は、実行委員会制作のフォトムービーを鑑賞し、懐かしい給食を味わいながら交流会が行われました。 ※安曇野市成人式の出席の状況 <table><tr><th>年</th><th>出席者数</th><th>対象者数</th><th>出席率（％）</th></tr><tr><td>21</td><td>724</td><td>1,069</td><td>67.7</td></tr><tr><td>22</td><td>764</td><td>1,041</td><td>73.4</td></tr><tr><td>23</td><td>743</td><td>1,028</td><td>72.3</td></tr><tr><td>24</td><td>765</td><td>1,049</td><td>72.9</td></tr><tr><td>25</td><td>747</td><td>1,041</td><td>71.8</td></tr><tr><td>26</td><td>716</td><td>979</td><td>73.1</td></tr><tr><td>27</td><td>844</td><td>1,155</td><td>73.1</td></tr><tr><td>28</td><td>761</td><td>1,028</td><td>74.0</td></tr><tr><td>29</td><td>780</td><td>1,041</td><td>74.9</td></tr><tr><td>30</td><td>775</td><td>1,047</td><td>74.0</td></tr></table>				年	出席者数	対象者数	出席率（％）	21	724	1,069	67.7	22	764	1,041	73.4	23	743	1,028	72.3	24	765	1,049	72.9	25	747	1,041	71.8	26	716	979	73.1	27	844	1,155	73.1	28	761	1,028	74.0	29	780	1,041	74.9	30	775	1,047	74.0
年	出席者数	対象者数	出席率（％）																																													
21	724	1,069	67.7																																													
22	764	1,041	73.4																																													
23	743	1,028	72.3																																													
24	765	1,049	72.9																																													
25	747	1,041	71.8																																													
26	716	979	73.1																																													
27	844	1,155	73.1																																													
28	761	1,028	74.0																																													
29	780	1,041	74.9																																													
30	775	1,047	74.0																																													
事業の課題及び方向性	成人式は、対象者は近年 1,000 人前後を推移しており、出席率についてはここ数年 70％以上の高い水準を維持しています。今後も実行委員と実施内容を検討し、記念となる式典になるよう努めます。																																															
自己評価	B																																															

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.18	事務事業名： 安曇野検定実施事業	H29 年度決算額	2,329 千円															
事業の目的	「合併後、他地域のことを知る機会がない。市として市民の一体感を醸成するには、お互いの地域を知る機会が不可欠である」との市民の声から、平成 23 年度より『安曇野検定』を実施しています。																		
事業内容	安曇野検定（一般の部、ジュニアの部） 安曇野検定準備講座（全 10 回） 図書「つなぐー安曇野の伝説ー」作成																		
達成状況	○安曇野検定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>受検者</th><th>合格者</th><th>合格率</th><th>※平成 28 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の部</td><td>55 人</td><td>14 人</td><td>25.5%</td><td>基本編 45 人(合格者 42 人) 講座編 37 人(合格者 17 人)</td></tr> <tr> <td>ジュニアの部</td><td>288 人</td><td>141 人</td><td>49.0%</td><td>241 人(合格者 156 人)</td></tr> </tbody> </table> ※出題範囲 一般の部：安曇野検定準備講座（全 10 回）の内容から出題。 ジュニアの部：図書「つなぐー安曇野の伝説ー」の内容から出題。 ※合格基準 一般の部、ジュニアの部ともに 100 点満点中 70 点以上が合格 ○安曇野検定準備講座 安曇野ゆかりの人物を学ぶことで市の歴史や文化を深く知るための講座を全 10 回実施（①戦前日本航空界の英雄 飯沼正明、②長野県国会開設運動を導いた人 藤森寿平【前編】、③長野県国会開設運動を導いた人 藤森寿平【後編】、④貞享騒動とその時代 多田加助【前編】、⑤貞享騒動とその時代 多田加助【後編】、⑥郷土の彫刻家 小川大系、⑦郷土を愛した漆芸家 高橋節郎、⑧大河小説『安曇野』の作家 臼井吉見【前編】、⑨大河小説『安曇野』の作家 臼井吉見【後編】、⑩映画監督 熊井啓）、延べ 601 人が受講しました。 ○図書「つなぐー安曇野の伝説ー」作成 子どもたちが過去から伝わる物語に触れ、昔の人々の生活や考えに思いを巡らし、郷土愛を育むため、記録に残る昔話を図書「つなぐー安曇野の伝説ー」として編纂し 500 部発行。小中学校や図書館等関係機関に配布しました。 また、小学校において読み聞かせの出前講座を行いました。				区分	受検者	合格者	合格率	※平成 28 年度	一般の部	55 人	14 人	25.5%	基本編 45 人(合格者 42 人) 講座編 37 人(合格者 17 人)	ジュニアの部	288 人	141 人	49.0%	241 人(合格者 156 人)
区分	受検者	合格者	合格率	※平成 28 年度															
一般の部	55 人	14 人	25.5%	基本編 45 人(合格者 42 人) 講座編 37 人(合格者 17 人)															
ジュニアの部	288 人	141 人	49.0%	241 人(合格者 156 人)															
事業の課題及び方向性	全国的にご当地検定の廃止・見直しがされるなか、安曇野検定でも一般の部については受検者が年々減少し、受検者の固定化も見られます。今後は、地域を知る機会としての目的はそのままに、市民ニーズが高い「安曇野のことを知る」ための講座のみへ転換し、内容の充実を図るよう進めます。また、受講者によるグループ結成促進や新たな講師の人材育成にも努めます。																		
自己評価	B																		

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.19	事務事業名： 生涯学習講座実施事業	H29 年度決算額	1,264 千円												
事業の目的	安曇野市生涯学習推進計画に基づき、健康で豊かな生涯学習社会を実現する。															
事業内容	市民大学講座（特別編 1 回・信州大学編 5 回） 学校開放講座（13 講座 78 回） 日本語教室（原則毎週 1 回、4 会場） 日本語教室ボランティア講習会（2 回）															
達成状況	○市民大学講座 特別編 会場：豊科公民館ホール 参加者 595 人 演題：「日本百名山、2 百名山踏破を語る」 講師：田中 陽希さん ○市民大学講座信州大学編 会場：豊科交流学习センター 参加者延べ 279 人 <table><thead><tr><th>演題</th><th>講師名</th></tr></thead><tbody><tr><td>信州の気候と地球温暖化</td><td>理学部 鈴木 啓助 教授</td></tr><tr><td>花粉症と食物アレルギー ー症状緩和の糸口とは？ー</td><td>農学部 片山 茂 准教授</td></tr><tr><td>睡眠と健康 人はなぜ眠るのか ー睡眠のメカニズムー</td><td>医学部 藤本 圭作 教授</td></tr><tr><td>錯覚の不思議な世界</td><td>人文学部 菊池 聡 教授</td></tr><tr><td>信濃の国におけるまちの起源と成長物語 ー地域探究の楽しさを知るー</td><td>教育学部 石澤 孝 教授</td></tr></tbody></table> ○学校開放講座 参加者延べ 778 人 南安曇農業高等学校、豊科高等学校、穂高商業高等高校、明科高等学校、 豊科南中学校、穂高南小学校で実施 ○日本語教室 延べ 1,081 人 豊科、穂高、三郷及び堀金で原則毎週 1 回開催 ○日本語教室ボランティア講習会 延べ 22 人 日本語の教え方についての講習会を 2 回開催				演題	講師名	信州の気候と地球温暖化	理学部 鈴木 啓助 教授	花粉症と食物アレルギー ー症状緩和の糸口とは？ー	農学部 片山 茂 准教授	睡眠と健康 人はなぜ眠るのか ー睡眠のメカニズムー	医学部 藤本 圭作 教授	錯覚の不思議な世界	人文学部 菊池 聡 教授	信濃の国におけるまちの起源と成長物語 ー地域探究の楽しさを知るー	教育学部 石澤 孝 教授
演題	講師名															
信州の気候と地球温暖化	理学部 鈴木 啓助 教授															
花粉症と食物アレルギー ー症状緩和の糸口とは？ー	農学部 片山 茂 准教授															
睡眠と健康 人はなぜ眠るのか ー睡眠のメカニズムー	医学部 藤本 圭作 教授															
錯覚の不思議な世界	人文学部 菊池 聡 教授															
信濃の国におけるまちの起源と成長物語 ー地域探究の楽しさを知るー	教育学部 石澤 孝 教授															
事業の課題 及び方向性	広報紙やホームページへの掲載、ポスター掲示、チラシの配布などで周知に努めていますが、若年層の参加が少ないため、周知方法を工夫する必要があります。 市民大学講座では、知名度がある講師を招いたり、世相を反映した講座を実施することで参加者が増加しました。今後も時代の潮流にあった事業展開をするとともに、幅広い世代のニーズを把握し、事業を企画するよう努めます。															
自己評価	B															

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.20	事務事業名： 社会教育団体支援事業	H29 年度決算額	2,187 千円																																																																																				
事業の目的	予算の範囲内で補助金を交付し、社会教育事業及び生涯学習事業の推進を図る。																																																																																							
事業内容	社会教育推進事業及び芸術文化協会の運営への補助金交付																																																																																							
達成状況	○安曇野市社会教育事業補助金交付要綱による社会教育推進団体への補助金 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <th>交付先</th> <th>補助金額</th> </tr> <tr> <td>安曇野市連合婦人会</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>安曇野市太鼓連盟</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>安曇野市鈴虫を育てる会</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>安曇野市囲碁・将棋大会</td> <td>93,670 円</td> </tr> <tr> <td>芸術文化協会</td> <td>1,763,200 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,186,870 円</td> </tr> </table> 各種団体での社会教育事業及び地域芸術文化協会の運営は円滑に行われ、適正に遂行されていました。 参考：芸術文化協会の状況（会員数） <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>比較 (22:29)</th> </tr> <tr> <td>豊科</td> <td>430</td> <td>394</td> <td>374</td> <td>355</td> <td>353</td> <td>309</td> <td>281</td> <td>273</td> <td>△157</td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td>672</td> <td>672</td> <td>575</td> <td>548</td> <td>517</td> <td>500</td> <td>572</td> <td>647</td> <td>△25</td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td>467</td> <td>431</td> <td>417</td> <td>368</td> <td>361</td> <td>405</td> <td>421</td> <td>418</td> <td>△49</td> </tr> <tr> <td>堀金</td> <td>340</td> <td>293</td> <td>276</td> <td>291</td> <td>277</td> <td>280</td> <td>257</td> <td>236</td> <td>△104</td> </tr> <tr> <td>明科</td> <td>226</td> <td>218</td> <td>217</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,135</td> <td>2,008</td> <td>1,859</td> <td>1,812</td> <td>1,748</td> <td>1,734</td> <td>1,771</td> <td>1,814</td> <td>△321</td> </tr> </table>				交付先	補助金額	安曇野市連合婦人会	90,000 円	安曇野市太鼓連盟	200,000 円	安曇野市鈴虫を育てる会	40,000 円	安曇野市囲碁・将棋大会	93,670 円	芸術文化協会	1,763,200 円	合計	2,186,870 円	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	比較 (22:29)	豊科	430	394	374	355	353	309	281	273	△157	穂高	672	672	575	548	517	500	572	647	△25	三郷	467	431	417	368	361	405	421	418	△49	堀金	340	293	276	291	277	280	257	236	△104	明科	226	218	217	250	240	240	240	240	14	合計	2,135	2,008	1,859	1,812	1,748	1,734	1,771	1,814	△321
	交付先	補助金額																																																																																						
	安曇野市連合婦人会	90,000 円																																																																																						
	安曇野市太鼓連盟	200,000 円																																																																																						
	安曇野市鈴虫を育てる会	40,000 円																																																																																						
	安曇野市囲碁・将棋大会	93,670 円																																																																																						
	芸術文化協会	1,763,200 円																																																																																						
	合計	2,186,870 円																																																																																						
	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	比較 (22:29)																																																																														
	豊科	430	394	374	355	353	309	281	273	△157																																																																														
穂高	672	672	575	548	517	500	572	647	△25																																																																															
三郷	467	431	417	368	361	405	421	418	△49																																																																															
堀金	340	293	276	291	277	280	257	236	△104																																																																															
明科	226	218	217	250	240	240	240	240	14																																																																															
合計	2,135	2,008	1,859	1,812	1,748	1,734	1,771	1,814	△321																																																																															
事業の課題 及び方向性	社会教育事業を推進するため、関係団体や各種事業の要望を把握するとともに従来事業の内容精査、自立を促します。																																																																																							
自己評価	C																																																																																							

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.21	事務事業名： 放課後・家庭教育推進費	H29 年度決算額	7,387 千円																																																																														
事業の目的	・放課後の子どもの居場所として学校の施設を使用し、1年生から6年生までの異年齢の子どもが交じりあい、十分に遊びさらに地域の人たちと関わることで、たくましさや社会性を養う。 ・子どもが健やかに成長できるよう家庭教育の支援を行い、社会性のある自立した子どもを育てる。																																																																																	
事業内容	1 放課後子ども教室実施事業 2 家庭教育支援事業																																																																																	
達成状況	1 放課後子ども教室推進事業 放課後の児童の安全安心な居場所として、また、異年齢間の交流を図り、様々な体験や遊びを通じ、地域の大人の見守りの中で思い切り遊ぶ機会を確保するため、10 小学校の施設を利用して、週1回の放課後子ども教室「わいわいランド」を開催しました。 <table border="1" data-bbox="448 853 1302 1563"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>コーディネーター</th> <th>教育活動サポーター</th> <th>登録児童数</th> <th>開催日数</th> <th>延べ出席人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>豊科南</td><td>2</td><td>13</td><td>77</td><td>28</td><td>1,523</td></tr> <tr><td>豊科北</td><td>2</td><td>14</td><td>97</td><td>30</td><td>2,061</td></tr> <tr><td>豊科東</td><td>2</td><td>13</td><td>53</td><td>34</td><td>1,208</td></tr> <tr><td>穂高南</td><td>2</td><td>21</td><td>133</td><td>34</td><td>3,178</td></tr> <tr><td>穂高北</td><td>2</td><td>22</td><td>146</td><td>33</td><td>3,430</td></tr> <tr><td>穂高西</td><td>2</td><td>12</td><td>79</td><td>33</td><td>2,082</td></tr> <tr><td>三 郷</td><td>2</td><td>21</td><td>139</td><td>35</td><td>3,911</td></tr> <tr><td>堀 金</td><td>2</td><td>16</td><td>143</td><td>33</td><td>2,739</td></tr> <tr><td>明 南</td><td>2</td><td>14</td><td>58</td><td>33</td><td>1,305</td></tr> <tr><td>明 北</td><td>2</td><td>15</td><td>43</td><td>32</td><td>1,109</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>20</td><td>161</td><td>968</td><td>325</td><td>22,546</td></tr> <tr><td>H28 年度</td><td>20</td><td>144</td><td>917</td><td>312</td><td>24,986</td></tr> </tbody> </table>				学校名	コーディネーター	教育活動サポーター	登録児童数	開催日数	延べ出席人数	豊科南	2	13	77	28	1,523	豊科北	2	14	97	30	2,061	豊科東	2	13	53	34	1,208	穂高南	2	21	133	34	3,178	穂高北	2	22	146	33	3,430	穂高西	2	12	79	33	2,082	三 郷	2	21	139	35	3,911	堀 金	2	16	143	33	2,739	明 南	2	14	58	33	1,305	明 北	2	15	43	32	1,109	合 計	20	161	968	325	22,546	H28 年度	20	144	917	312	24,986
学校名	コーディネーター	教育活動サポーター	登録児童数	開催日数	延べ出席人数																																																																													
豊科南	2	13	77	28	1,523																																																																													
豊科北	2	14	97	30	2,061																																																																													
豊科東	2	13	53	34	1,208																																																																													
穂高南	2	21	133	34	3,178																																																																													
穂高北	2	22	146	33	3,430																																																																													
穂高西	2	12	79	33	2,082																																																																													
三 郷	2	21	139	35	3,911																																																																													
堀 金	2	16	143	33	2,739																																																																													
明 南	2	14	58	33	1,305																																																																													
明 北	2	15	43	32	1,109																																																																													
合 計	20	161	968	325	22,546																																																																													
H28 年度	20	144	917	312	24,986																																																																													
事業の課題及び方向性	2 家庭教育支援事業 子育てが楽しくなる、撮影技術を学んで実際にわが子を撮影してみる、子どもの写真の撮り方講座を2回開催し、東ロビーで作品展示を行いました。																																																																																	
自己評価	C																																																																																	

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.22	事務事業名： 児童館運営事業	H29 年度決算額	192,657 千円
事業の目的	国の地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業を推進するため、また子育て支援の充実を図るため、児童館、児童クラブの運営及び施設整備を行う。			
事業内容	市内 9 か所の児童館の運営、市内 11 か所（穂高西小、三郷小空き教室含む）の児童クラブの運営を、指定管理者である安曇野市社会福祉協議会に委託し、子育て支援事業、子育て相談事業、地域ふれあい事業、青少年育成事業、放課後児童健全育成事業等の事業を実施する。			
達成状況	1 児童館実施事業 (1) 子育て支援事業 「キッズパーク」、「みんなあつまれ」、「お下がり会」 (2) 子育て相談事業 「育児相談」、「子育て勉強会」 (3) 地域ふれあい事業 「ふれあい農園」、「地域ボランティア」「児童館祭り」 (4) 青少年育成事業 「チャレンジタイム」、「お楽しみ企画」 (5) 放課後児童健全育成事業 「児童クラブ」、「障がい児児童クラブ」 2 児童館来館者数 91,581 人（児童クラブ利用者数を含まない） 3 児童クラブ事業 (1) 児童クラブ定員 通年 694 人、長期 342 人、合計 1,036 人 (2) 児童クラブ登録者 通年 556 人、長期 399 人、合計 955 人（最多時） (3) 延べ利用者数 97,978 人（平成 28 年度延べ利用者数 88,641 人） (4) 平成 29 年 4 月 1 日より、穂高西小学校内において余裕教室を利用して児童クラブを実施しています。 また、平成 29 年度は南穂高児童クラブ 30 人、穂高南小児童クラブ 14 人の通年定員の拡充を図りました。			
事業の課題及び方向性	児童クラブ事業は、利用のニーズが増加により 6 年生までの利用拡大の検討や、小学校の余裕教室等の活用も含め施設整備を進める必要があります。 児童館・児童クラブ事業は、平成 25 年度から指定管理により運営を行っていますが、一層の子育て支援サービスの充実を図るために、今後も指定管理者との協議を密にし、事業の在り方等を検討していきます。			
自己評価	C			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.23	事務事業名： 中央公民館事業	H29 年度決算額	36,455 千円
事業の目的	地域の社会教育機関として、社会教育法第 20 条で定める「市民の生活文化の進行と社会福祉の増進に寄与する」ため、『安曇野市公民館の理念』の下、安曇野市公民館を運営しました。 【一安曇野市公民館の理念（平成 27 年 10 月 26 日制定）一】 1 地域づくりを地区公民館とともに進めます。 2 地域のつなぎ役として、各種団体と連携し交流を進めます。 3 事業の継続性を大事にしながら、時代に即したものに発展させます。 4 市民に最も身近な生涯学習活動の場を提供します。			
事業内容	公民館運営審議会の運営 公民館長会・公民館担当者会議の運営 安曇野市公民館大会の開催 安曇野市公民館報の発行 安曇野市総合芸術展の開催 各 5 分館における講座等の開催 地区公民館活動及び建設補助金の交付			
達成状況	○「安曇野市公民館大会」を 5 月 21 日に開催し、約 300 人が参加しました。功労者・地区公民館報表彰、事例発表を野沢地区公民館が、また「群がりづくり～やっちゃえ！公民館～」と題して、脚本・演出家の丸田 勉さんによる講演を行いました。 ○安曇野市公民館報は市民 5 人の編集委員の協力により、地域で活躍しているリーダーやグループ、地区公民館の活動紹介などの記事を掲載し 6 回発行しました。 ○「安曇野市総合芸術展」を 3 月 7 日から 20 日にかけて豊科交流学習センター「きぼう」で開催し、絵画・写真・彫刻などの分野から 104 点を展示し、観覧者数は延べ 963 人でした。 ○各 5 分館における講座等の開催 豊科、穂高、三郷、堀金、明科の 5 分館において、ふるさと講座や地場産食材を使った料理教室など各地域の特徴を活かした講座を実施しました。 ○地区公民館活動補助金として 98 地区公民館へ計 30,825,000 円と地区公民館建設補助金を 1 地区公民館に 1,766,666 円の補助を行い、地区公民館を支援しました。			
事業の課題及び方向性	「安曇野市公民館の理念」の下、各公民館の運営体制の統一を図るため、館長会や担当者会議で情報を共有しながら随時調整を行っていく必要があります。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.24	事務事業名： 交流学習センター等事業	H29 年度決算額	6,654 千円
事業の目的	市民の「交流の場」「学習の場」、さらには地域交流の拠点として、市民が参加し活発に利用されるよう、安曇野市穂高交流学習センター、安曇野市豊科交流学習センター、安曇野市三郷交流学習センター、安曇野市明科学習館の4施設の適正かつ円滑に管理運営します。			
事業内容	生涯学習推進計画及び文化振興計画の実現のため、次代の文化活動の担い手の育成や、親子で参加できる体験・学習できるような文化活動等による教育の機会の充実を図るとともに、文化芸術の鑑賞の機会と創作活動・発表の場の提供として、自主文化事業、貸館業務のほか、各種団体等との共催事業にも取り組みました。			
達成状況	○主な自主事業 1 あづみの新進音楽家公開オーディション、選考された者によるコンサート (1) 第7回あづみの新進音楽家公開オーディション 開催日 7月29日(土) 参加者 ジュニアの部 13組 15人 一般の部 3組 4人 (2) 選考された者によるコンサート ア ウィンターコンサート 開催日 12月16日(土) 参加者 3組 4人 入場者 155人 イ 第3回あづみジュニアクラシックコンサート 開催日 3月24日(土) 参加者 8組 12人 入場者 130人 2 熊井啓監督顕彰事業 熊井啓監督没後 10 周年記念企画「お吟さま」上映会・熊井明子氏講演会 開催日 2月3日(土) 入場者 午前の部 175人 午後の部 177人 3 三郷交流学習センター開館記念コンサート (1) viva! プラス!! 東京吹奏楽団ファミリーコンサート 開催日 3月10日(土) 入場者 315人 (2) viva! プラス!! 東京吹奏楽団スプリングコンサート 開催日 3月11日(日) 入場者 165人 4 安曇野スタイル 2017 (共催事業) 開催期日 11月2日(木) から 5日(日) 安曇野スタイル 2017 の開催に合わせ、インフォメーションとして参加作家の作品を展示			
事業の課題及び方向性	【課題】 三郷交流学習センター開館記念事業は、チケットが完売となり好評を得ました。あづみの新進音楽家公開オーディション一般の部の参加者や、アンサンブル藝弦コンサートの入場者数が減少傾向にあります。 【方向性】 自主事業の内容の充実と周知方法を検討し、より多くの市民に優れた文化芸術を提供します。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.25	事務事業名： 図書館活動の推進事業	H29 年度決算額	164, 892 千円																																																																																						
事業の目的	市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」、「情報センター」、「文化センター」として多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館の確立を進めています。																																																																																									
事業内容	1 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供 2 さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実 3 「地域の教育力」を高める活動の推進 4 図書館利用に障がいのある方々への支援 5 安曇野市の歴史文化の伝承 6 市民の調査・研究支援体制の強化援助																																																																																									
達成状況	1 図書館基本計画（平成 21 年 9 月策定）のサービス目標値と平成 29 年度末の状況																																																																																									
	(1) 全館																																																																																									
	<table><tr><td>項 目</td><td>個人登録率</td><td>市民 1 人あたりの貸出点数</td><td>団体登録数</td><td>蔵書総点数</td><td>年間利用者数</td></tr><tr><td>目標値</td><td>39. 5%</td><td>5. 6</td><td>150</td><td>400, 000</td><td>280, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>44. 5%</td><td>7. 7</td><td>213</td><td>415, 533</td><td>205, 944</td></tr></table>					項 目	個人登録率	市民 1 人あたりの貸出点数	団体登録数	蔵書総点数	年間利用者数	目標値	39. 5%	5. 6	150	400, 000	280, 000	H29 年度末	44. 5%	7. 7	213	415, 533	205, 944																																																																			
	項 目	個人登録率	市民 1 人あたりの貸出点数	団体登録数	蔵書総点数	年間利用者数																																																																																				
	目標値	39. 5%	5. 6	150	400, 000	280, 000																																																																																				
	H29 年度末	44. 5%	7. 7	213	415, 533	205, 944																																																																																				
	※人口：98, 073 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）																																																																																									
	(2) 館別																																																																																									
	<table><tr><td colspan="2">項 目</td><td>個人貸出点数</td><td>団体貸出点数</td><td>予約件数</td><td>レファレンスサービス件数</td><td>総蔵書点数</td></tr><tr><td rowspan="2">中央</td><td>目標値</td><td>215, 000</td><td>28, 000</td><td>3, 800</td><td>250</td><td>200, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>477, 488</td><td>9, 907</td><td>13, 163</td><td>2, 049</td><td>207, 847</td></tr><tr><td rowspan="2">豊科</td><td>目標値</td><td>160, 000</td><td>3, 100</td><td>3, 500</td><td>150</td><td>65, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>155, 476</td><td>8, 525</td><td>7, 262</td><td>1, 413</td><td>84, 022</td></tr><tr><td rowspan="2">三郷</td><td>目標値</td><td>86, 000</td><td>1, 700</td><td>3, 200</td><td>100</td><td>53, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>36, 176</td><td>2, 036</td><td>2, 113</td><td>331</td><td>39, 019</td></tr><tr><td rowspan="2">堀金</td><td>目標値</td><td>45, 000</td><td>900</td><td>2, 000</td><td>50</td><td>41, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>59, 333</td><td>3, 411</td><td>3, 383</td><td>28</td><td>36, 034</td></tr><tr><td rowspan="2">明科</td><td>目標値</td><td>54, 000</td><td>900</td><td>2, 700</td><td>50</td><td>41, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>29, 965</td><td>3, 430</td><td>2, 361</td><td>1, 043</td><td>48, 611</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>目標値</td><td>560, 000</td><td>34, 600</td><td>15, 200</td><td>600</td><td>400, 000</td></tr><tr><td>H29 年度末</td><td>760, 053</td><td>27, 309</td><td>28, 282</td><td>4, 864</td><td>415, 533</td></tr></table>					項 目		個人貸出点数	団体貸出点数	予約件数	レファレンスサービス件数	総蔵書点数	中央	目標値	215, 000	28, 000	3, 800	250	200, 000	H29 年度末	477, 488	9, 907	13, 163	2, 049	207, 847	豊科	目標値	160, 000	3, 100	3, 500	150	65, 000	H29 年度末	155, 476	8, 525	7, 262	1, 413	84, 022	三郷	目標値	86, 000	1, 700	3, 200	100	53, 000	H29 年度末	36, 176	2, 036	2, 113	331	39, 019	堀金	目標値	45, 000	900	2, 000	50	41, 000	H29 年度末	59, 333	3, 411	3, 383	28	36, 034	明科	目標値	54, 000	900	2, 700	50	41, 000	H29 年度末	29, 965	3, 430	2, 361	1, 043	48, 611	合計	目標値	560, 000	34, 600	15, 200	600	400, 000	H29 年度末	760, 053	27, 309	28, 282	4, 864	415, 533
	項 目		個人貸出点数	団体貸出点数	予約件数	レファレンスサービス件数	総蔵書点数																																																																																			
	中央	目標値	215, 000	28, 000	3, 800	250	200, 000																																																																																			
		H29 年度末	477, 488	9, 907	13, 163	2, 049	207, 847																																																																																			
豊科	目標値	160, 000	3, 100	3, 500	150	65, 000																																																																																				
	H29 年度末	155, 476	8, 525	7, 262	1, 413	84, 022																																																																																				
三郷	目標値	86, 000	1, 700	3, 200	100	53, 000																																																																																				
	H29 年度末	36, 176	2, 036	2, 113	331	39, 019																																																																																				
堀金	目標値	45, 000	900	2, 000	50	41, 000																																																																																				
	H29 年度末	59, 333	3, 411	3, 383	28	36, 034																																																																																				
明科	目標値	54, 000	900	2, 700	50	41, 000																																																																																				
	H29 年度末	29, 965	3, 430	2, 361	1, 043	48, 611																																																																																				
合計	目標値	560, 000	34, 600	15, 200	600	400, 000																																																																																				
	H29 年度末	760, 053	27, 309	28, 282	4, 864	415, 533																																																																																				
※ 目標値は、中央・明科は、平成 26 年度、その他は、整備後 5 年以内																																																																																										

事業の課題及び方向性	1 課題 平成 30 年 3 月に三郷図書館がリニューアルオープンし、市内図書館の整備が終了しました。市民アンケートでは、公共図書館を利用する市民の割合は約半数という結果ですが、図書館に足を運んでくれるきっかけづくりとして、イベントや講座などソフト事業の充実を図るとともに、図書館活動の周知を図るため、マスコミへの情報提供や広報誌への掲載、ホームページやツイッターなど様々な媒体による情報発信が必要です。 2 方向性 第 2 次図書館基本計画の基本方針に基づき、ソフト事業を中心とした図書館運営の充実を図ります。また、複合施設である市の図書館の特徴を生かし、交流学习センター等と連携した図書館サービスの提供や、各図書館の地域性を生かした特色ある蔵書、運営について検討する必要があります。
自己評価	B

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.26	事務事業名： 人権教育推進事業	H29 年度決算額	2,067 千円
事業の目的	安曇野市人権教育・啓発推進計画の基本目標と基本方針に基づき、人権問題の現状と課題に対し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進する。			
事業内容	人権教育推進委員会・人権教育指導員合同会議運営 企業人権教育推進協議会の運営 地域人権教育推進協議会、学社連携事業、地区人権学習会支援			
達成状況	安曇野市人権教育・啓発推進計画に基づき、人権教育の推進に向けて全市的に啓発事業に取り組むとともに、各地域の人権教育推進協議会等と地区公民館での取り組みを推進しました。 ○全市的取り組み 学校、地域、家庭、職場が一体となった人権教育推進に向けて人権教育推進委員会小委員会、人権教育推進委員及び人権教育指導員の合同会議をそれぞれ2回開催し、合同会議では、研修として講演会を実施しました。 企業人権教育推進協議会は設立8年目となり、31企業53事業所が加入しています（H30.2月現在）。本年度は総会、理事会に加え、2回の啓発講演会を実施しました。 ○各地域の取り組み 人権教育推進協議会の開催のほか学社連携事業として、小中学校人権教育推進協議会と連携し、地域ごとに人権教育推進委員・指導員が授業参観、講演会、懇談会などへ参加しました。 また、地区公民館での人権学習会開催を支援し、地区の現状に応じて扱いやすいテーマで98全ての地区公民館で実施されました。高齢者、女性、子どもの人権などの人権問題について幅広い学習が行われました。			
事業の課題及び方向性	安曇野市人権教育・啓発推進計画の基本目標と基本方針に基づき、人権問題の現状と課題に対し、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を継続的に推進する必要があります。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

(様式)

事務事業	No.27	事務事業名： 人権啓発事業	H29 年度決算額	1,888 千円
事業の目的	市内小学校（10 校）の 4 年生が共通の体験を積み、安曇野に対する郷土愛や児童同士の絆を深め、人権について学習することを目的に「安曇野市 1/2 成人記念 人権・平和特別授業～kizuki～」を開催しました。 また、人権尊重に対する意識を高めるため、「安曇野市人権尊重作文集～kiseki～」の作成に取り組みました。			
事業内容	・安曇野市 1/2 成人記念 人権・平和特別授業～kizuki～市歌斉唱 - 児童発表「私たちの平和なふるさと安曇野」 - ミュージカル「オズの魔法使い」（劇団ポプラ）鑑賞 ・安曇野市人権尊重作文集～kiseki～ - 人権尊重作文集の作成・配布			
達成状況	○市歌斉唱 各学校において事前に練習を行い、当日は 840 人の児童が声を合わせて市歌を斉唱しました。 ○児童発表「私たちの平和なふるさと安曇野」 「みんなが笑顔になるために」をテーマに各学校で取り組んでいる活動を発表しました。あいさつ運動や姉妹学級の交流、名前を大切にする活動など、他の学校の取り組みを聞くことができ、児童にとって良い学習になりました。 ○ミュージカル「オズの魔法使い」の鑑賞 オズの魔法使いは、冒険を通して故郷とそこで暮らす人々を想う心や考える力、優しい心などに気付くストーリーとなっており、子どもたちの感想文には、「家族や友だちとの絆を深めたい」「人の気持ちを考えていけるよう努力したい」「自分に自信を持ちたい」などの感想があり、子どもたちに多くの気付きがありました。 ○人権尊重作文集の作成・配布 安曇野市人権尊重作文集～kiseki～は、市内小学校 3 年生から中学校 3 年生の各学年から 2～4 作品を選考（小学 4 年生は 1 校 1 作品）し、合計 27 作品を掲載しました。各学校・図書館・人権教育推進委員・各地区人権教育推進委員に配布し、人権教育の教材・資料として役立てることができました。			
事業の課題及び方向性	平成 28 年度からミュージカル上演が可能な施設である豊科公民館ホールで実施していますが、収容人数が限られているため 5 校ずつ 2 回に分けて実施しています。市内 10 校の 4 学年全児童が一堂に会せるよう事業内容の見直しを図る必要があります。			
自己評価	A			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施 (予定) 分
・平成 27 年度の安曇野市制施行 10 周年記念事業の一環として行われた「1/2 成人式」では、穂高会館を会場として各小中学校の展示・発表等とともに、ロケット開発をテーマとした夢のある講演会が行われた。また、平成 28 年度においては、各学校から「私たちが願う平和な安曇野」についての発表、ミュージカル「とべないホテル」が上演されるなど、人権教育をテーマに開催されている。当該事業については、未来を担う子どもたちが夢・志を描けるような内容とするのか、あるいは人権・平和が尊重される社会を築くための内容とするかなど、基本的な主旨を定めたうえで継続していくことが望ましい。また、対象とする学年、子どもたちが落ち着いて参加できる適当な規模の会場の選定及び開催方法などについて、事前に学校側と十分協議することが必要である。	初回は市制施行 10 周年記念事業の一環として行われましたが、事業を継続するにあたり、2 回目(平成 28 年度)からは、人権啓発事業の一環として、人権や平和について学ぶための「人権・平和特別授業～kizuki～」に移行し実施しました。 3 回目となる平成 29 年度も平成 28 年度同様に人権や平和について学ぶことを目的に実施しました。 児童発表やミュージカル鑑賞を通して、人権に対する意識が高まり、一定の成果が出ていると考えます。 日程や会場、児童発表の内容等早めに学校と協議し、学校側の負担軽減も考慮しながら事業内容の見直しを検討します。	4 回目となる平成 30 年度も前年度同様に人権啓発事業の一環として、10 月 4 日に「人権・平和特別授業～kizuki～」を実施します。 児童発表では、「人権の花運動」の取り組みを行っている堀金小学校と明北小学校の 2 校が活動の様子を発表します。 ミュージカルは、平成 28 年度に上演した「とべないホテル」を鑑賞します。原作が小学 4 年生の道徳副読本にもなっており、長所を活かし、短所を補い、支え合って生きていくことを学びます。
・人権・平和特別授業～kizuki～の開催にあわせてつくられた「安曇野市人権尊重作文集」は、市内の小学 3 年生から中学 3 年生の人権・平和に対する思いが綴られた大変意義深い文集である。この文集は多方面に配布され人権教育の教材・資料として活用されていることは評価できる。今後、回覧板などを活用して、より多くの地域住民に読んでいただくような工夫が必要である。	平成 29 年度は 550 部作成し、各小中学校や各地区の人権教育推進員・指導員等の関係者へ配付しました。 子どもたちの人権に対する意識の高さを感じられる作品で、人権教育の学習資料としても大いに期待できることから、今後は更に多くの人に読んでいただけるよう工夫を図ります。	小学 3 年生から中学 3 年生の各学年から作品を選考し、人権尊重作文集を作成します。 印刷部数は前年度と同様の部数を予定しています。

事務事業	No.28	事務事業名： 体育団体等支援事業	H29 年度決算額	11,518 千円
事業の目的	市民のスポーツ振興、健康体力づくりの推進、競技力向上などの活動に対する支援を目的に、体育協会及びスポーツ少年団の活動に対して助成する。また、全国大会以上のスポーツ等の大会に出場する個人・団体に激励金を交付する。			
事業内容	①体育協会に対しては対象事業費の2分の1以内で予算の範囲内の助成 ②スポーツ少年団に対しては対象事業費の3分の2以内で予算の範囲内の助成 ※いずれも「安曇野市社会教育事業補助金交付要綱」による			
達成状況	数値目標（安曇野市スポーツ振興計画 25 ページより） 体育協会加入者数 平成 29 年度末：8,000 人 ※スポーツ少年団の目標数値はない。 (1) 体育協会への支援 登録者数：6,216 人 補助額：6,200 千円 (2) スポーツ少年団への支援 登録者数：1,877 人 補助額：4,092 千円 (3) 各種競技会及び発表会出場者激励金 件数：107 件 激励金総額：1,226 千円 (内訳：全国大会：105 件、世界大会：2 件)			
事業の課題及び方向性	体育協会については、団体離れする中で、4 年間ほぼ横這いから登録者数となっています。中核的なスポーツ振興を担う体育協会は、市民スポーツの活性化に重要な役割を果たしているため、今後も協議しながら事業内容に合った適正な補助金額の支出が必要と考えます。 また、全国大会以上の競技出場者が増加する一方、スポーツ少年団の指導者の高齢化やなり手不足の現状から、指導者の増加に向け、資格取得の支援や研修会などの指導者の育成に対する取り組みが必要です。			
自己評価	C			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.29	事務事業名： 市民スポーツ祭	H29 年度決算額	1,500 千円
事業の目的	市民スポーツを通して交流を深めるとともに、安曇野市民としての連帯感を共有するとともに、スポーツの普及振興を図ることを目的として、実行委員会に運営を委託する。			
事業内容	(1) 総合開会式（誰もがスポーツに親しむことができる体験種目・スポーツ交流会及び体力測定の実施） (2) 17 の種目別競技会			
達成状況	平成 22 年度から始まった「市民スポーツ祭」も、第 8 回目の開催となり、日頃の練習の成果の場としての競技力向上やスポーツの親睦が図られた。また、5 種目のスポーツ体験及び体力測定を通じて、自己の体力・運動能力を知り、スポーツの楽しみを体験しながら、興味・関心を持つきっかけの助長となった。 (1) 総合開会式 6 月 25 日(日) 堀金総合体育館 約 530 人参加 ・総合開会式：市歌斉唱、市歌体操の実施 安曇野市スポーツ大使に委嘱した、有森裕子さんのビデオメッセージ放映 ・スポーツ交流会(ニュースポーツ：5 種目)と体力測定 (2) 種目別競技会 6～12 月まで 述べ 2,701 人参加 ※目標数値等はない。			
事業の課題及び方向性	市民スポーツ開始から 8 年を経過し、当初からの目的である市民スポーツの一体感の醸成は一定の効果が出ています。 しかし、開催競技種目が固定化(マンネリ化)されており、参加者数もほぼ横這い状態であることから、運営方法等の今後の方向性を実行委員会の中で検討し、多くの方が参加できる内容の充実を図ることが必要と思われます。			
自己評価	C			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施(予定)分
・平成 28 年度の市民スポーツ祭の開会式において、安曇野市歌の斉唱及び市歌体操を取り入れたことは評価できる。会場の音響施設の課題もあると考えるが、市内のスポーツ行事等において、できるだけ市歌の斉唱を取り入れるよう努めてほしい。	・市歌体操について、健康推進課が主管となって普及に努めています。H29 振付が入ったDVDの貸出が開始したことにより、特定健診イベント鑑賞・歯科検診時の市歌体操や健康づくり事業に取り入れている。スポーツ行事においても市民スポーツ祭だけではなく、運動会やスポーツ祭、体育協会等スポーツ団体へ普及周知に努めていく。	今後も健康推進課と連携を図りながら、周知するとともにスポーツ教室でも取り入れられる教室から実施していく。

事務事業	No.30	事務事業名： 新総合体育館建設事業（H28～32）	H29 年度決算額	50,537 千円
事業の目的	安曇野地域合併協議会の合意項目にも上げられ、新市で調整することとなっていた、豊科南部総合公園屋内運動施設や「公共施設白書」に盛り込まれている公共施設の統合・再整理等を検討する中で、市内だけでなく市外や県外からの利用を想定し、規模の大きな大会にも利用が可能となる施設の整備を重点に、平成 27 年 6 月に「公式スポーツ施設整備計画」を策定した。 この計画の趣旨及び基本方針を基に、豊科南部総合公園に新総合体育館を、合併特例債の期限である平成 32 年度までに整備する事を目的とした事業である。			
事業内容	豊科南部総合公園計画区域変更（都市計画決定変更）拡張面積 A=2.9ha 用地取得 A=約 2.8ha 新総合体育館建設 延床面積（屋内）A=約 7,300 m² 駐車場等外構整備			
達成状況	現地測量実施（地形図作成） 用地測量実施（境界確認、分筆図作成） 地質調査実施（機械土質ボーリングΣL=92.0m、土質試験一式） 基本設計完了 基本設計業務委託について、安曇野市新総合体育館建設基本設計者審査検討委員会を設置し、プロポーザルにて選定した大建・エーアンドエー安曇野市新総合体育館建設設計共同企業体と 9 月に契約を締結した。市民ワークショップ、市民説明会等を経て 3 月に基本設計が完了した。 基本設計の概要 施設規模：延床面積（屋内）約 7,300 m² 主要施設：メイン・サブアリーナ、柔剣道場、トレーニング室兼多目的利用室 付帯施設：会議室、幼児体育室、更衣・シャワー室、事務室、放送室等 外構：駐車場、ふらっとひろば、多目的ひろば、ウォームアップひろば、スケートボードひろば			
事業の課題及び方向性	計画の実現に向けては、次のような点が重点項目となる。 ・市民に親しまれ、多くの人に利用いただけるような体育館を建設すること。 ・スポーツだけでなく、市民交流、健康長寿、防災などの利活用。 ・合併特例債の発行期限である平成 32 年度末までに事業を完了すること ・財源の確保 ・法規制への対応（都市計画法、都市公園法、農地法等） ・関係者、地元等の合意形成 ・拡張用地取得 平成 30 年度中に用地取得及び実施設計を取りまとめる予定。			
自己評価	C			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

○学識経験者からの当該事務事業に対する意見・要望等への回答

学識経験者による意見・要望 (平成 28 年度事業分)	左記の意見・要望に係る実施状況又は考え方等	
	H29 年度実施分	H30 年度実施（予定）分
・新総合体育館における具体的な機能について、近隣市の事例も参考にしながら、市民が気軽に体を動かすことのできる各種トレーニング機器を設置したトレーニングルームを設け、市民の基礎体力の向上を図ることを検討してほしい。 あわせて、早朝の出勤前にトレーニングを行えるよう、シャワールームの整備も必要と考える。 また、安曇野市において、ボルダリングなどが本格的に楽しめる施設がない。ボルダリングは国体やオリンピック種目にも取り入れられ、年齢を問わず楽しめるスポーツであり、今後、愛好家が増えることが予想される。市内外からボルダリング愛好家を呼び込める市の目玉となるような施設の設置を新総合体育館の建設にあわせて検討してほしい。	トレーニング機器については、市では設置を予定していないが、今後運営方法を検討する中で指定管理制度等を採用した場合は、指定管理者が機器を設置し運営していく形も案の一つとして考えている。シャワールームについては動線等を考慮し更衣室に隣接して設置を予定しており、車いすの方も利用可能なものも検討している。ボルダリングについては、近年知名度が上昇しており愛好家も増加傾向にあるが、基本設計では今後行う実施設計の段階で詳細な検討を行うとした。	財政部に総合体育館建設推進課が新設され、平成 30 年度から新総合体育館建設事業の担当部署となった。ただ、建設後の運営・維持管理は生涯学習課の担当となるため、建設事業を進める上でも総合体育館建設推進課をはじめ関係部署と密に連携をとり進める。

事務事業	No.31	事務事業名： スポーツ振興事業（スポーツ教室 等開催事業）	H29 年度決算額	7,168 千円
事業の目的	運動をするきっかけづくりのための教室やその後の継続性を高めるためのサークル化に向けた支援などを行い、スポーツ実施率*の向上を目指す。 また、幼児期の体力向上に向けた取り組みとして、市内保育園の 18 園に講師を派遣し、コーディネーショントレーニングを実施する。 ※スポーツ実施率：過去 1 年間に週に 1 回以上、運動・スポーツを行った成人の割合			
事業内容	① 子どもや親子を対象にした主な教室 （親子ウキウキ体操教室、わんぱく GYM、アーチェリー、スラックライン など） ② 成人を対象にした主な教室 （スポーツ吹矢、エアロビクス系の教室、ニュースポーツ、インターバル速歩、ウェーブリングストレッチ、ポールウォーキング など） ③ 平衡感覚や運動神経が発達する幼少期の運動能力向上を目的としたコーディネーショントレーニングの推進 （幼保派遣事業・キッズ教室・学ぶ会）			
達成状況	(1) スポーツ教室の開催 定員数 1,926 人の教室を開催し、延べ 12,887 人の参加があり、年々参加者が増加しているとともに、全教室の平均出席率は約 88%と、前年度から 9%程度上昇し参加者も意欲的であった。 また、全教室でアンケートを実施し、参加者の状況や継続したスポーツへの意欲等を把握し、次年度の計画の資料とした。 (2) コーディネーショントレーニングの開催 幼保派遣事業(市内 18 園) 回数：122 回 参加者：述べ 6,811 人 キッズ教室 回数：60 回 参加者：述べ 263 人 学ぶ会 回数：1 回 参加者：31 人 ※教室終了後、自主活動サークルへ移行した団体：4 団体			
事業の課題及び方向性	アンケートで希望の多かったスポーツ教室の導入や継続しやすい初心者向けのスポーツに配慮し、市民ニーズにあった教室を開催しました。また、教室の開催時期・託児所の配置など教室の参加しやすい環境づくりや、教室の申し込みの 24 時間受付可能な電子サービスを導入するなど利便性を図り、効果的かつ効率的な教室運営に努めました。 コーディネーショントレーニング事業の保育園への派遣は定着しつつありますが、講師不足が課題であるため、指導者の確保について検討が必要です。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.32	事務事業名： 文化芸術振興事業	H29 年度決算額	5,119 千円
事業の目的	子どもや高齢者、障がいのある人など、全ての市民がすぐれた文化芸術に接することができるよう、展覧会やコンサートなどの内容を充実するとともに鑑賞しやすい環境づくりを進める。 市民の文化芸術活動が、文化芸術を受容鑑賞するだけでなく、創作や発表へと発展し自己実現を図ることができる環境づくりを推進する。			
事業内容	「文化振興計画」に掲げられた諸施策の実現に向け諸事業を実施した。 (1) 東京藝術大学との交流事業の開催 第1回：6月2日(金) 第2回：11月4日(土)・5日(日) 第3回：2月3日(土)・4日(日) 小中学校合同吹奏楽祭：10月7日(日) (2) 能楽教室の開催 6月27日(火)：三郷中学校 6月28日(水)：穂高西小学校 (3) 文化講演会の開催 テーマ「発酵と微生物の神秘」 (講師：小泉武夫氏) 12月17日(日) (4) 昔の暮らし体験教室の開催 市内小学校の3年生を対象とした出前講座。穂高郷土資料館で所蔵している民俗資料に触れて使い方を体験してもらう。 期間 1月～2月(市内10校)			
達成状況	(1) 東京藝術大学との交流事業 参加生徒数 241人(目標150人) 合同コンサート来場者数 289人(目標400人) 小中学校合同吹奏楽祭：1,780人 (2) 能楽教室 鑑賞者数 995人 (3) 文化講演会 来場者数 450人 (4) 昔の暮らし体験教室の開催 827人			
事業の課題及び方向性	・平成29年度に策定した「第2次安曇野市文化振興計画」に基づき、事業内容の充実や発展に向けて推進していきたい。			
自己評価	B			

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.33	事務事業名： 諸団体との協働事業	H29 年度決算額	13,163 千円
事業の目的	安曇野の風土と先人たちの営みによって培われ育まれてきた文化を土台に、新たな安曇野の文化、個性あふれる魅力的な文化を創造していくために、必要な環境の整備と文化を支える協働の仕組みづくりを推進する。			
事業内容	諸団体への補助、協働による事業実施などを通じて、市民が多様な文化芸術に親しむ機会を創出し、豊かで潤いある市民生活の実現を目指した。 (1) 第 18 回安曇野紙ヒコーキ競技大会 4 月 9 日(日) 報償費：63,721 円 (2) 第 13 回あづみの公園早春賦音楽祭 5 月 4 日(木) 補助金：1,900,000 円 (3) 第 54 回童謡まつり 5 月 5 日(金) 補助金：500,000 円 (4) 第 27 回信州安曇野能楽鑑賞会 8 月 19 日(土) 補助金：3,900,000 円 (5) 『安曇野文化』刊行 第 23 号～25 号発行 補助金：1,900,000 円 (6) 美術館博物館連携事業 ア 美術館等連携事業印刷物等作成・年間行事予定表デザイン印刷業務委託料 136,620 円 イ スタンプラリー・ギャラリートークリレー・学校ミュージアムほか 学校ミュージアム 1 月 25 日(木)：堀金中学校 1 月 26 日(金)：豊科北小学校 (7) 映像史料保存活用事業（あづみのフィルムアーカイブ）：3,780,000 円 ア 市民団体と協働し、各家庭に眠る昭和 50 年代までの 8mm フィルムを収集しデジタル化を進め『よみがえる安曇野Ⅱ』を制作し上映会を開催。 イ 出前講座として『よみがえる安曇野』の上映会の開催 (8) 安曇野市古民家調査（信州大学工学部）：497,380 円 (9) 「懐かしき安曇野の水のすがた-移り変わりの記録-」（川の自然と文化研究所）：486,000 円 ア 古写真の収集とデジタル化を行い、写真展示と記念講演会の開催			
達成状況	諸団体との協働事業 (1) 第 18 回安曇野紙ヒコーキ競技大会 参加者数 30 人 (2) 第 13 回あづみの公園早春賦音楽祭 来場者数 17,100 人 (3) 第 54 回童謡まつり 来場者数 550 人 (4) 第 27 回信州安曇野能楽鑑賞会 来場者数 433 人 (5) 『安曇野文化』刊行 第 23 号～25 号発行 (6) 美術館博物館連携事業 ア 美術館等連携事業印刷物等作成 市立美術館・博物館の年間行事予定一覧表を全校児童・生徒に配布。 イ ギャラリートークリレー・学校ミュージアムほか、文化庁の補助金を得て、市内公私立の美術館博物館で実行委員会を組織して諸事業を実施。児童の利用促進に結び付けることができた。 計 2,448 人			

	(7) 映画『よみがえる安曇野Ⅱ』完成上映会（あづみのフィルムアーカイブ） 来場者 580 人 ア 『よみがえる安曇野』上映回数 8ヶ所 上映会来場者延べ約 380 人 (8) 安曇野市民家調査（信州大学工学部） ア 本棟造りの成立過程の調査、古文書にみる建築材の比較から、他地域の 本棟造りとの違いを調査、建築部材樹種の調査。 (9) 「懐かしき安曇野の水のすがた-移り変わりの記録-」（川の自然と文化研 究所）記念講演会参加者 80 人
事業の課題及 び方向性	・各事業とも、合併以前より各町村が行ってきた文化事業を継続して行っており、マンネリ傾向にあります。「信州安曇野薪能事業」は会場となる龍門淵公園 周辺の整備工事が終わり、今後、屋外での薪能公演とするか検討が必要です。
自己評価	B

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。
D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

事務事業	No.34	事務事業名： 財政支援団体への補助	H29 年度決算額	6,770 千円
事業の目的	安曇野の風土と先人たちの営みによって培われ育まれてきた文化を土台に、新たな安曇野の文化、個性あふれる魅力的な文化を創造していくために、必要な環境の整備と文化を支える協働の仕組みづくりを推進する。 安曇野市の文化振興の一翼を担う組織として、市が出捐する公益財団法人安曇野文化財団の自主事業の充実を図る。			
事業内容	財政支援団体への補助金交付 (1) 公益財団法人安曇野文化財団運営補助 補助金：5,630,000 円 (2) 一般財団法人井口喜源治記念館運営補助 補助金：1,140,000 円			
達成状況	1 財政支援団体の活動状況 (1) 公益財団法人安曇野文化財団運営補助 生活工芸品の管理・活用、財団の管理運営（事務局業務）を実施した。 (2) 一般財団法人井口喜源治記念館運営補助 井口喜源治の遺産を大切に保管・管理し、各種事業を実施した。			
事業の課題及び方向性	・財政支援団体の活動にあたっては、事業内容に合った適正な補助金額の支出が必要。事業実施にあたって、各団体と連絡を密にし、効果的な事業推進を図ります。			
自己評価	B			

※表の行の高さは自由に調整してください。

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。

D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である

事務事業	No.35	事務事業名： 博物館・美術館等の管理運営	H29 年度決算額	82,692 千円																																					
事業の目的	市民ニーズに沿い、各施設の個性や特徴を活かした魅力ある企画を実現できるよう、利用形態や運営方針の改善に努めるほか、施設間の連携強化を図る。 市民が幅広く文化の魅力を理解し、豊かな感性や想像力を養うことができるように、学習・体験機会の充実を図る。																																								
事業内容	1 豊科近代美術館・田淵行男記念館・飯沼飛行士記念館・穂高陶芸会館・臼井吉見文学館・高橋節郎記念美術館・豊科郷土博物館・貞享義民記念館・穂高郷土資料館の管理運営を行う。 2 博物館・美術館等の管理運営、資料の収集については下記で審議。 (1) 博物館協議会 登録博物館 4 館及び類似施設 5 館の管理運営状況等について協議。全 3 回 (2) 美術資料等選定委員会：美術資料の収集について協議。全 2 回 3 「新市立博物館構想」を策定し、今後の安曇野市の博物館等の方向性を規定。																																								
達成状況	1 博物館等の運営状況 <table><thead><tr><th>施設名</th><th>運営</th><th>指定管理料</th><th>入館者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>豊科近代美術館</td><td rowspan="4">(公財)安曇野文化財団</td><td>33,893,000 円</td><td>21,465 人</td></tr><tr><td>田淵行男記念館</td><td>19,228,000 円</td><td>8,894 人</td></tr><tr><td>飯沼飛行士記念館</td><td>2,244,000 円</td><td>556 人</td></tr><tr><td>穂高陶芸会館</td><td>7,344,000 円</td><td>2,514 人</td></tr><tr><td>臼井吉見文学館</td><td>ほたるぶくろの会</td><td>2,185,000 円</td><td>426 人</td></tr><tr><td>高橋節郎記念美術館</td><td>直営</td><td>-</td><td>11,085 人</td></tr><tr><td>豊科郷土博物館</td><td>直営</td><td>-</td><td>10,903 人</td></tr><tr><td>貞享義民記念館</td><td>直営</td><td>-</td><td>6,327 人</td></tr><tr><td>穂高郷土資料館</td><td>直営</td><td>-</td><td>1,315 人</td></tr></tbody></table> 2 目標数値等 (1) 高橋節郎記念美術館 貸出施設（主屋・南の蔵）の稼働率（年間実使用時間／使用可能時間）：51.5% (2) 貞享義民記念館 貸出施設（企画展示室）の稼働率（年間実使用日数／使用可能日数）：88.93% 貸出施設（研修室）の稼働率（年間実使用時間／使用可能時間）：12.54%				施設名	運営	指定管理料	入館者数	豊科近代美術館	(公財)安曇野文化財団	33,893,000 円	21,465 人	田淵行男記念館	19,228,000 円	8,894 人	飯沼飛行士記念館	2,244,000 円	556 人	穂高陶芸会館	7,344,000 円	2,514 人	臼井吉見文学館	ほたるぶくろの会	2,185,000 円	426 人	高橋節郎記念美術館	直営	-	11,085 人	豊科郷土博物館	直営	-	10,903 人	貞享義民記念館	直営	-	6,327 人	穂高郷土資料館	直営	-	1,315 人
施設名	運営	指定管理料	入館者数																																						
豊科近代美術館	(公財)安曇野文化財団	33,893,000 円	21,465 人																																						
田淵行男記念館		19,228,000 円	8,894 人																																						
飯沼飛行士記念館		2,244,000 円	556 人																																						
穂高陶芸会館		7,344,000 円	2,514 人																																						
臼井吉見文学館	ほたるぶくろの会	2,185,000 円	426 人																																						
高橋節郎記念美術館	直営	-	11,085 人																																						
豊科郷土博物館	直営	-	10,903 人																																						
貞享義民記念館	直営	-	6,327 人																																						
穂高郷土資料館	直営	-	1,315 人																																						
事業の課題及び方向性	・「新市立博物館構想」に基づき、管理運営体制の見直しや、一部の施設の統廃合について検討したいと考えます。歴史的な価値のある公文書や、古文書の収集・整理を引き続き実施、蓄積された貴重な資料を有効に活用するために、文書館の開館を目指したいと考えています。																																								
自己評価	B																																								

※自己評価区分 A…優れた取組が多く、十分成果が上がっている B…優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている C…一定の成果は上がっているが、課題もあり、改善の必要がある。 D…成果が十分上がっておらず、改善の余地が多く、抜本的な見直しが必要である。

報告第2号	教育部 学校教育課
平成30年7月23日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 櫻井 義之

タイトル	安曇野市コミュニティスクール事業 実行委員・地域教育協議会委員・地域コーディネーターの委嘱について
決定を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱第3条及び第5条の規定により、別紙のとおり「地域コーディネーター」、「実行委員」「地域教育協議会委員」に委嘱したので報告します。 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱【抜粋】 (趣旨) 第1条 この要綱は、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する安曇野市コミュニティスクール事業（以下「コミュニティスクール」という。）を推進するため、その所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 コミュニティスクールは、次に掲げる事項を行う。 (1) 学習支援活動に関すること。 (2) 総合的な学習、読書活動に関すること。 (3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関すること。 (4) 学校内の環境整備に関すること。 (5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関すること。 (6) 不登校児童生徒、障がいのある児童生徒、外国人児童生徒等の支援に関すること。 (7) 事業の評価、学校への普及啓発に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関すること。 (組織) 第3条 コミュニティスクールは、次に掲げるものをもって組織する。 (1) 実行委員会 (2) 地域教育協議会 (3) 中学校部活動運営委員会 (4) 地域コーディネーター (5) 学校支援ボランティア（以下「学校応援隊」という。） (実行委員会) 第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を行う。 (1) コミュニティスクールの企画及び推進に関すること。 (2) コミュニティスクールの事業評価に関すること。 (3) 地域コーディネーターの養成に関すること。 (4) 学校応援隊の養成に関すること。 2 実行委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

	(1) 学校関係者 (2) 各地域代表者 (3) P T A代表者 (4) その他教育委員会が必要と認めた者 (地域教育協議会) 第5条 地域教育協議会は、次に掲げる事項を行う。 (1) 学校運営の理解及び参画に関する事 (2) 学校支援に関する事 (3) 学校関係者評価（学校の運営状況等について地域教育協議会が行う評価をいう。）及び学校自己評価に関する事 (4) 小中学校の連携に関する事 (5) 学校安全に関する事 (6) その他教育委員会が必要と認める事項 2 地域教育協議会は、地域ごとに委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校関係者 (2) 区長代表者 (3) 地域コーディネーター (4) P T A代表者 (5) その他教育委員会が必要と認めた者 (地域コーディネーター) 第7条 地域コーディネーターは、学校との調整を行い、学校を支援及び協力する学校応援隊との連絡調整を行う。 2 地域コーディネーターは、各地域に5人以内で配置し、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (任期) 第8条 第4条から前条までに規定する委員又は地域コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
説明	○委嘱者 別紙のとおり

地域コーディネーター

地域	担当校	氏 名
豊科地域	豊科南小学校地域コーディネーター	宮島 長雄
	豊科北小学校地域コーディネーター	丸山 紀子
	豊科東小学校地域コーディネーター	赤堀 健一
	豊科南中学校地域コーディネーター	佐藤 百合子
	豊科北中学校地域コーディネーター	山本 紘子
穂高地域	穂高南小学校地域コーディネーター	平林 佳樹
	穂高北小学校地域コーディネーター	古川 元亮
	穂高西小学校地域コーディネーター	望月 文規
	穂高東中学校地域コーディネーター	中澤 みどり
	穂高西中学校地域コーディネーター	赤沼 美奈子
三郷地域	三郷小学校地域コーディネーター	峯岸 芳夫
	三郷中学校地域コーディネーター	丸田 功子
堀金地域	堀金小学校地域コーディネーター	平倉 重則
	堀金中学校地域コーディネーター	内田 浩志
明科地域	明南小学校地域コーディネーター	勝家 満
	明北小学校地域コーディネーター	小林 章男
	明科中学校地域コーディネーター	丸山 恭一郎

実行委員

氏 名	所属・役職等	備 考
飯嶋 正成	豊科北小学校校長	小学校長（校長会推薦）
古幡 栄一	明科中学校長	中学校長（校長会推薦）
丸山 広樹	豊科南小学校校長	小学校長（校長会推薦）
中村 真市	穂高東中学校校長	中学校長（校長会推薦）
三原 壽雄	学識経験者（前主任児童委員）	豊科地域
望月 文規	地域コーディネーター	穂高地域
丸田 功子	地域コーディネーター	三郷地域
片桐 厚子	学識経験者（主任児童委員）	堀金地域
小林 章男	地域コーディネーター	明科地域
丸山 篤子	学識経験者（主任児童委員）	
一志 信之	市PTA連合会長	市PTA連合会推薦
鶴田 富男	学習支援員	学習支援関係
飯田 俊穂	NPO法人長野県・子どもサポートセンター長	不登校等関係
橋渡 勝也	教育長	

地域教育協議会委員

協議会名	氏 名	所属・役職等	委員会役職
豊科 (豊科南中学区)	丸山 広樹	豊科南小学校長	副会長
	三尾 浩幸	豊科南中学校長	
	水谷 元治	下飯田区長	
	宮島 長雄	豊科南小学校コーディネーター	会長
	佐藤 百合子	豊科南中学校コーディネーター	
	赤羽 正光	豊科南小学校PTA会長	
	曾根原 智子	豊科南中学校PTA副会長	
	鈴木 桂子	豊科公民館長	
豊科 (豊科北中学区)	飯嶋 正成	豊科北小学校長	
	細萱 稔	豊科東小学校長	
	佐藤 厚彦	豊科北中学校長	副会長
	森岡 茂美	細萱区長	
	小澤 祥明	桜坂区長	
	丸山 紀子	豊科北小学校コーディネーター	
	赤堀 健一	豊科東小学校コーディネーター	
	山本 紘子	豊科北中学校コーディネーター	
	平田 章秀	豊科北中学校PTA会長	
	太田 恭輔	豊科北小学校PTA副会長	
	尾澤 早苗	豊科東小学校PTA副会長	
	降旗 潔	豊科公民館社会教育指導員	会長
穂高 (穂高東中学区)	三溝 裕子	穂高南小学校長	
	小林 栄子	穂高西小学校長	
	中村 真市	穂高東中学校長	副会長
	望月 章	等々力区長	
	平林 佳樹	穂高南小学校コーディネーター	
	望月 文規	穂高西小学校コーディネーター	会長
	中澤 みどり	穂高東中学校コーディネーター	
	西 孝行	穂高東中学校PTA会長	
	醍醐 英治	穂高南小学校PTA副会長	
	野口 松美	穂高西小学校PTA副会長	
	武重 孔二	穂高区ボランティア会会長	
	三澤 正彦	穂高公民館社会教育指導員	
穂高 (穂高西中学区)	中村 弘文	穂高北小学校長	
	窪田 博之	穂高西中学校長	副会長

協議会名	氏 名	所属・役職等	委員会役職
穂高 (穂高西中学区)	赤羽 正	狐島区長	
	小林 三香子	塚原区長	
	古川 元亮	穂高北小学校コーディネーター	
	赤沼 美奈子	穂高西中学校コーディネーター	会長
	西山 一	穂高北小学校PTA会長	
	畠山 恵美加	穂高西中学校PTA副会長	
	中田 光男	穂高公民館長	
三郷	曾根原 弘	三郷小学校長	
	内川 雅信	三郷中学校長	副会長
	増田 純彦	東小倉区長	
	峯岸 芳夫	三郷小学校コーディネーター	会長
	丸田 功子	三郷中学校コーディネーター	
	種山 久美子	三郷小学校PTA副会長	
	出水 雄二	三郷中学校PTA会長	
	三澤 晴男	元三郷小学校長	
	二木 治樹	元穂高東中校長	
	山岸 彰	三郷公民館社会教育指導員	
堀金	坂楨 邦章	堀金小学校長	
	白鳥 郷史	堀金中学校長	副会長
	望月 幸雄	倉田区長	
	平倉 重則	堀金小学校コーディネーター	
	内田 浩志	堀金中学校コーディネーター	会長
	續木 貴子	堀金小学校PTA副会長	
	堀井 徹	堀金中学校PTA会長	
	黒岩 英則	元堀金村助役	
	板花 正廣	民生委員推薦会委員長	
	大島 春彦	堀金公民館社会教育指導員	
明科	早川 正美	明南小学校長	
	長瀬 克彦	明北小学校長	
	古幡 栄一	明科中学校長	副会長
	宮下 高朗	町区長	
	関 賢吾	潮区長	
	勝家 満	明南小学校コーディネーター	会長
	小林 章男	明北小学校コーディネーター	
	丸山 恭一郎	明科中学校コーディネーター	

協議会名	氏 名	所属・役職等	委員会役職
明科	矢口 亜由美	明北小学校PTA副会長	
	山崎 光司	明南小学校PTA副会長	
	後藤 大志	明科中学校PTA会長	
	青木 泰治	明科公民館社会教育指導員	

報告第 4 号	教育部 各課
平成 30 年 7 月 23 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 3 件 生涯学習課 9 件 文化課 6 件 (詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

学校教育課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H27	H28	H29	所管課 意見
1	H30.6.25	学校教育	2018JDDJnetセミナーinながの	JDDnetながの(日本発達障害ネットワーク) の) 新保 文彦	JDDnet(日本発達障害ネットワーク) JDDnetながの(日本発達障害ネットワーク)が	後援	発達障害に関する全国的な講師等を招聘してのセミナーであり、発達障害のある人・家族や発達障害の関係者に役立つ有用な内容であることから、多くの市民及び関係者に参加を呼びかけるため。	6月25日	平成30年9月22日(土)	専決	過去承認	○	6月26日	豊科公民館 ホール	長野県内の発達障害の親の会や発達障害に関わる職能団体の共催による発達障害の啓発と研修を目的としたセミナー。	「多様な働き方」をテーマに講演と当事者支援者を使ったシンポジウムを行う。		○	○	基準第3項 基準第2項 及び第4 条第2号 により可
2	H30.7.10	学校教育	安曇野の子どもを語る会	安曇野市教育会 細倉 聡	安曇野市教育会	後援	安曇野市の子どもたちの健全育成をめざし、さまざまな立場で情報・意見交換を取り合っていくため。	7月9日	平成30年10月13日(土)	専決	過去承認	○	7月12日	南安曇教育 文化会館	「青少年の健全育成をはかっっていくために、学校・各団体・諸機関が連携を取りながら、学校・家庭・地域の教育力をどう高めようか」という観点から、地域・学校・教育関係者らによる意見交換会とする。	「地域ならではの活動と学校教育」～安曇野の地域を生かして子どもを育てるか～をテーマに、全体会・分科会にて討議する。 参加範囲＝市内小中高学校職員・PTA・子ども育成会・教育委員会・幼稚園・保育園職員・各地区実践者等、参加予定者 約120名		○	○	基準第3項 基準第2項 及び第4 条第2号 により可
3	H30.7.11	学校教育	学社連携・協働フォーラム	長野県中核教育事務所 所長 大塚 俊英	長野県教育委員会 事務局 中核教育 事務所	後援	管内の学校教育職員及びPTA関係者等への参加を呼びかけるため。	7月9日	平成30年12月1日(土)	専決	県教委主催 過去承認	○	7月12日	長野県総合 教育センター	子ども達を豊かに育てるために、学校・家庭・地域それぞれができることを考え合い、よりよい連携・協働のあり方を共有する機会とする。	『学校を核とした地域コミュニティを全体テーマに、中核管内での取り組み実践発表や相田康弘氏による「コミュニティスクールの充実と今後の方向性」と題した講演会、意見交換会等。		○	○	基準第3項 基準第1項 及び第4 条第1号 第2号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 章局
24	H30.6.12	スポーツ推進担当	第18回長野県工 ルターソフト ボール大会	長野県ソフト ボール協会 中信支部	県協会副 会長 下 里 安生	長野県ソ フトボー ル協会	後援 長野市の施 設利用のた め。	6月6日	平成30年 6月16日 (土)～17 日(日)	○	過去承認	○	6月13日	有明運動場	第23回北信越エルダーソフト ボール大会長野県予選会	競技方法: トーナメント方式 参加料: 1チーム15,000円 本大会の優勝・準優勝チ ームは、7月7日(土)～8(日) に長野県伊那市で開催する 第23回北信越エルダーソフト ボール大会に長野県代表 として出場する。	-	-	○	基準 第4 条第 2号 により可
25	H30.6.25	スポーツ推進担当	モルテン杯 長 野県小学生ソフト ボール大会 中信地区 大会	小学生バ レーボール 連盟 安曇 野・東筑支部	総務委員 中村 浩人 競技委員 丸山 長文	(財)長野 県バレー ボール協 会、長野 県小学生 バレー ボール連 盟(安曇 野・東筑 支部)	後援 安曇野市の体 育施設や教育 委員会の学校 施設を借りて 大会を開催す る。児童の親 睦とソフトバ レーボールに よる体力養成 や楽しみ体験 を図る。	6月15日	平成30年 7月15日 (日)	○	過去承認	○	6月29日	豊科勤労者 総合スポ ーツ施設南 館 豊科南 小学校体育 館	教育環境のもとに、バ レーボールを通じて、地域の 児童の親睦を図る。バレー ボールのすばらしさを楽しさ に触れさせる機会とする。	中信地区の小学校に在籍、 または居住する小学校4年 生以下の児童が対象。 競技方法: トーナメント方式 またはリーグ戦方式、全試 合3セットマッチで行う。競技 型(県大会出場権獲得)と交 流型(楽しみ体験)の2部門 を実施。 参加料: 1チーム1,000円 本大会の競技型部門上位4 チームを8月26日(日)に佐 久市で行われる県大会に推 薦する。 ※平成26年度に同大会中 信地区大会、平成29年度に 同大会県大会の後援あり。	○	-	-	基準 第4 条第 2号 により可
26	H30.6.25	スポーツ推進担当	第28回 SHINSHU BRAVE WARRIORS 安 曇野ミニバスサ マーキャンペーン 2018	安曇野をバ スケットで熱くす る会	臼井 良 臣	安曇野を バスケット で熱くする 会	後援 安曇野市内の 小学生を対象 としたミニバス ケットキャンペ ーンのため。	6月22日	平成30年 8月11日 (土)から 12日(日) までの1 泊2日	○	過去承認	○	6月29日	練習: 堀金 総合体育館 宿泊: 峠島 山荘	信州プレイブウォリアーズの コーチ・選手指導によるミニ バスケットボールキャンプ (小学生約120名)の実施。	参加料: 宿泊参加者10,000 円、日帰り参加者5,000円 指導者: 信州プレイブウォリ アーズの選手及び指導者	○	○	○	基準 第4 条第 2号 により可
27	H30.6.26	社会教育担当	安曇野環境フェ ア2018 実行委員会	安曇野環境 フェア2018実 行委員会	実行委員 長 横田 耕 太郎	安曇野市、安曇 野環境 フェア 2018実行 委員会	後援 環境フェア開 催により、環 境に関わる 様々な情報・ 現状を市民に 伝え、環境関 連の施策を進 めていく上で の市民・事業 者・行政の ネットワークを 構築する機会 を提供すると ともに、市民 全体が環境に ついて学び、 具体的な行動 につなげるた めの契機とす るため	6月26日	平成30年 10月6日 (土)～7 日(日)	○	過去承認	○	6月28日	安曇野市堀 金総合体育 館	・環境に関する課題を市民 が共有できる場を提供する ・出展者と来場者の交流を 深め、フェアにこれまで参加 していなかった人を巻き込 む ・参加者同士がお互いの顔 を覚えるようにし、つながり の環を広げる	ブース展示、緑のカーテン 写真展、リサイクル自転車 の展示・販売、ミニハウス・ 生け垣等展示、人形劇、 ワークショップ、環境活動発 表会など	○	○	○	基準 第4 条第 2号 により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付 日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決) 日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 意見
28	H30.6.26	スポーツ推進担当	知事杯争奪第37回長野県実業団柔道大会及びびび杯争奪第25回女子柔道大会	長野県実業団柔道連盟 会長 早川 多津男	長野県実業団柔道連盟	後援	県下持ち回りの大会であるためお願いしたい。	6月25日	平成30年10月28日(日)	過去承認	過去承認	○	6月29日	豊科武道館 柔道場	各社の名譽をかけ、県柔道界を代表する一流選手が実業団柔道県No.1を目指す柔道大会。	競技種目:団体戦(3部制・1チーム3名)、個人戦(段位別及び年齢別)、女子種目(個人戦・体重別)を実施。 競技方法:トーナメント戦 参加料:1人500円 団体戦の第1部・第2部の優勝チームは決勝戦を行い、勝者を東日本実業団柔道大会に推薦する。 平成26年度後援あり。	-	-	-	基準 第4 条第 2号 により可
29	H30.6.28	社会教育担当	まるごとうまいもん×信州こども食堂	一般社団法人松本青年会議所 浅田 孝	一般社団法人松本青年会議所	後援	こども食堂拡大地域の魅力食定着、郷土愛醸成	6月26日	平成30年7月28日(土)～12月31日(月)	過去承認	過去承認	○	7月2日	信州メディア アガデー ン・豊科ふ れあいホー ル	こども食堂活動を広げながら、まちの飲食店と連携する事で、郷土の魅力を定着を促し、共食を通して郷土愛醸成を図る	ホットライン信州が主催する「信州こども食堂」を開催、その食事を、このまちの郷土食を扱う店舗や郷土の食材を生かした店舗、長年地域に根差す店舗などに協力を要請し、開催してもらう。「信州こども食堂」という事業を周知するきっかけを作る。継続実施し定着させていく事業として毎月一度開催する。開催毎に肥沃の土地で育った数々のこのまちの魅力食材またはフードをテーマに取り上げて提供する事で、共食を通じた地域の魅力定着と継承、ひいては郷土愛醸成までを狙っていく。 ※平成30年度6月定例会承認	-	-	-	基準 第4 条第 2号 により可
30	H30.6.28	社会教育担当	第10回あづみ野おなかまキッチン	あづみ野おなかまキッチン 玉村 昌代	あづみ野おなかまキッチン	後援	安曇野市内の公立小中学校や公的施設でチラシ配布し、あづみ野おなかまキッチン開催の広報を行うため	6月22日	平成30年7月21日(土)	過去承認	過去承認	○	7月2日	堀金公民館 調理実習棟	主に子どもを対象に食事をふるまい、大人も高齢者も立ち寄って一緒にご飯を食べられるような場、子どもが安心して遊んだり学習したりできるような「居場所」をつくることを目的とする。	参加費:大人300円、子ども(高校生まで)無料 メニュー:夏野菜カレー、サラダ	○	○	○	基準 第4 条第 2号 により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 29	H 28	H 27	所管課 番号
31	H30.7.3	社会教育担当	青少年育成講演会	穂高地域青少年育成連絡協議会	穂高地域青少年育成連絡協議会	後援	多くの方に聞いてほしい講演であるので、学校や穂高地域以外へも案内を出したいため、後援をお願いしたい	6月26日	平成30年11月10日(土)	○	過去承認	○	7月5日	穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール	青少年の健全育成に向け、小中高生やその保護者、地域や一般の方を対象に行う講演会である。様々な理由で保護者とともに暮らすことができない子どもたちを、温かく支えながら、その子の自立をめざす児童院を運営している方々の話を聴き、生きていくことを考える機会とする。	講師：藤本光世(児童養護施設 円福寺愛育園理事長) 演題「子どもたちのために」	-	○	○	基準第4条第2号により可
32	H30.7.6	スポーツ推進担当	第19回子供相撲大会	穂高神社	穂高神社	後援	育成会の協力を得るため。	7月4日	平成30年9月8日(土)	○	過去承認	○	7月11日	穂高神社南神苑土俵	国技である相撲を通して、子供たちの融和と協調性を図る。	参加対象者：等々力区、穂高区、穂高町の小学校1年生～6年生の男子・女子 参加予定者数：70名程度 参加料：無料	○	○	○	基準第4条第2号により可

教育部文化課・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H29	H28	H27	所管課 意見	
578	平成30年6月15日	文化	長野県民芸術祭2018参加第71回長野県書道展(安曇地区展)	長野県書道協会安曇支部事務局 支部長 野秀壽	長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、長野県書道連合会、毎日新聞社	後援	広く一般に周知するとともに本書道展を開催することにより安曇野市の文化高揚につなげる。	6月15日	平成30年10月6日(土)～10月8日(月)	○	過去承認		6月30日	安曇野市穂高講堂	長野県書道展覧会は昭和23年に創設され広く県民化の向上と地域社会文化振興に寄与することを目的に実施されている。「安曇地区展」は昭和27年の第5回展より毎年安曇野市穂高で開催されている。	長野市の中央展を皮切りに県内10地区を会場に県内を巡回する審査員作品、一般の上位入賞作品と安曇地区に出品された入賞、入選作品が一堂に展覧されます。公募された作品は学生部(小・中・高)と一般部があり、それぞれ厳しい審査難関を突破した力作であります。	○	-	○	基準第4条第2号により可	
579	平成30年6月18日	文化	中南信地区出身の音楽高校、音楽大学に在学している学生によるサマーコンサート	株式会社ミュージックラザオグ 小口 恭弘	株式会社ミュージックラザオグ	後援	コンサートを行う市民の方々に周知し、コンサートを通じて音楽に親しんでいただくため。	6月15日	平成30年8月3日(金)	○	過去承認		6月20日	松本市音楽文化ホール	地元出身の音高、音大生がピアノや声楽、吹奏楽などを披露。入場料:500円、参加料:20,000円	地元出身の音高、音大生がピアノや声楽、吹奏楽などを披露。入場料:500円、参加料:20,000円	○	-	○	基準第4条第2号により可	
620	平成30年6月21日	文化	第23回モーツァルト交響曲全曲演奏会	モーツァルト交響曲全曲演奏会実行委員会 実行委員長 牛山勝男	モーツァルト交響曲全曲演奏会実行委員会	後援	広く一般に周知し、松本市及び周辺地域の多くの市民に楽しんでいただくため。	6月18日	平成30年10月14日(日)	○	過去承認		6月25日	松本市音楽文化ホール(主ホール)	地域の住民に鑑賞していただきながら演奏する機会を作るため、平成20年からモーツァルトの交響曲を10年かけて松本市、塩尻市、安曇野市、及び近隣を中心にした地域で演奏会を開催する。今年で終了する。	・演目:交響曲第7番ニ長調KV45、交響曲第22番ハ長調KV162、「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」、弦楽のためのアダージョとフーガハ短調KV546 ・入場料1人2,000円(入場予定者数:220名)参加料1人5,000円(参加予定者数:26名)	・演目:交響曲第7番ニ長調KV45、交響曲第22番ハ長調KV162、「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」、弦楽のためのアダージョとフーガハ短調KV546 ・入場料1人2,000円(入場予定者数:220名)参加料1人5,000円(参加予定者数:26名)	○	-	-	基準第4条第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成30年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H29	H28	H27	所管課意見
649	平成30年6月26日	文化	第4回 みんなで楽しむ動物コンサート	有限会社 ブラネット・ワイ	取締役社長 酒井柚香	有限会社 ブラネット・ワイ	後援	広く一般に周知すると共にこのコンサートを通じてより多くの子どもたちに、音楽の魅力を伝えるため	6月21日	平成30年10月20日(土)	○	過去承認	7月4日	駿井沢大賀ホール	園伊玖磨の童謡集、動物に関する名曲の魅力をより多くの子どもたちに伝えるため、平成27年駿井沢大賀ホースタートし今年で4年目を迎える。長野県下の他、大阪府や京都府、関東などコンサート開催の場を広げたい	出演・雨宮知子(朗読・うた)、堀家徳子(ピアノ)、地元の合唱団出演によるコンサートを開催。園伊玖磨が作曲した動物に関連した童謡を歌う。出演者たちのサウンドを駿井沢の透明な空気と美しい景観の中で奏で、お客様参加型で毎年恒例のコンサートにしていくよう計画。参加費無料。 ・雨宮知子プロフィール全国童謡歌唱コンクールを機に童謡歌手を志し、ミュージックフェスティバル2000童謡部門グランプリ新人賞受賞。BS日本テレビ「それいけ!アンパンマンくらぶ」に知子おねえさんとして出演するなど、数々の舞台で活躍し幅広い年代層に多くの支持を得ている。	○	-	-	基準第4条第2号により可
648	平成30年6月26日	文化	山の日本ポスター展2018	日本グラフィックデザイナー協会長野地区	代表幹事 轟久志	日本グラフィックデザイナー協会長野地区	後援	広く一般に周知するため	6月25日	平成30年8月4日(土)～8月19日(日) ② 9月15日(土)～9月17日(月)	○	過去承認	7月4日	①北アルプス展望美術館(池田町立美術館) 安曇野ギヤラリー②長野県美術館 専門学	山の日(8/11)に合わせて、山岳観光地である長野県から、山の素晴らしさや楽しさを発信するためポスター展示を開催する。	約25名の作品約50点を展示する。昨年2017年はJRが実施する「信州デイズ・ネーション・ギヤラリー」を実施し、山への関心も高まった。これを機に今後もデザインへの理解・価値向上につなげる。入場料:無料、出品料:JAGDA会費は無料。一般は1人につき5,000円	○	-	-	基準第4条第2号により可
660	平成30年6月27日	文化	わくわくキッズコンサート	「ホッと」演義ボランティア協会、松本モーターアート協会	牛山 正博	「ホッと」演義ボランティア協会、松本モーターアート協会	後援	公民館などにチラシを置き、コンサートのことを知り、広く一般に周知したい。	6月26日	平成30年8月10日(金)	○	過去承認	7月4日	松本市市民館大講堂	子ども連れでコンサートに行かない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かない方のために昼間にコンサートを行い、音楽に触れてほしい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートを開催する。前回のコンサートではさくら、どりのトロなど、どこかで聞いたおなじみの音楽を演奏した。未就学児(0～3歳程度)とその家族、一般の方100名程度の入場者を見込んでいる。	○	○	○	基準第4条第2号により可

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野市コミュニティ スクール事業	・各地域教育協議会を以下のとおり開催しました。 - 明科地域教育協議会 6 月 18 日（月） - 穂高地域教育協議会（穂高東中） 6 月 19 日（火） - 堀金地域教育協議会 6 月 20 日（水） - 豊科地域教育協議会（豊科北中） 6 月 25 日（月） - 穂高地域教育協議会（穂高西中） - 三郷地域教育協議会 6 月 28 日（木） - 豊科地域教育協議会（豊科南中） 6 月 29 日（金） ※いずれも 18：30 より、各中学校の会議室にて	・安曇野市コミュニティスクール（ACS）事業について、以下の課題についてご意見をいただきました。 ・事業の区分けと報酬の無償化 ・部活動運営委員会委員の委嘱と開催
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	・中学 2 年生に募集要項を配布。 - 希望者を対象に以下のとおり説明会を開催しました。 - 第 1 回 7 月 10 日（火）19：00 より - 第 2 回 7 月 12 日（木）19：00 より （第 2 回は登山と重複した豊科北中を主に実施） ・応募締切 7 月 20 日（金）	・個別面接 8 月 17 日（金） 18 日（土） 19 日（日） ※例年通り 3 名の面接官により実施の予定
学校安全総合支援事業	・県教育委員会による事業説明会が 7 月 18 日に開催（長野市）	・事業対象に適合するように組織や会議の設置・開催が必要

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員	7 月 18 日（水） 第 2 回社会教育委員の会議 ・生涯学習推進市民会議について ・中信地区社会教育連絡協議会秋の研修会について ・ブロック別研修会について 他	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
市民大学講座	6 月 30 日（土） 市民大学講座（特別編） ・講演 「ダウン症の娘と共に生きて」 ・講師 金澤泰子さん、金澤翔子さん（書家） ・参加者 594 人	市民大学講座（信州大学編） ・8 月 2 日（木） 「脳卒中と認知症」 ・8 月 23 日（木） 「ヨーグルトの健康機能」
日本語教室	7 月 4 日（水） 日本語教室ボランティア講習会 ・講師 佐藤佳子さん（中信多文化共生ネットワーク・日本語教育アドバイザー） ・参加者 11 人	

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～		7 月 30 日（月） 4 学年主任打ち合わせ会議 ・事業概要説明 他
企業人権教育推進協議会	6 月 26 日（火） 企業人権教育推進協議会総会・研修会 出席会員数 16、委任状 16 合計 32（定足数 18） ・平成 29 年度事業報告、会計報告 ・平成 30 年度事業計画、予算 ・平成 30・31 年度役員選出 会長 丸山恭弘さん 副会長 中野 武さん、小林繁則さん、小出和幸さん、 佐野訓久さん 監事 浦野晴英さん、酒井義人さん ・研修（講演会） 「働きやすい職場環境を考える」 講師 小林秀光さん （長野労働局雇用環境・均等室 労働紛争調整官）	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館長会	7 月 9 日（月） 第 4 回 ・第 1 回公民館担当者会議の協議内容について ・公民館報の編集・企画会議について ・第 13 回安曇野市社会福祉大会の後援について 他	8 月 6 日（月） 第 5 回
公民館担当者会議	6 月 21 日（水） 第 1 回 ・公民館使用料、貸館について	7 月 26 日（木） 第 2 回
市総合芸術展	7 月 9 日（月） 第 1 回総合芸術展実行委員会 ・総合芸術展実行委員会規約について ・正副実行委員長の選任について 実行委員長 高野博さん 副実行委員長 熊井秀夫さん ・総合芸術展開催要項、年間スケジュールについて ・出席者 15 人	

作成者：社会教育担当 2018/07/13

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	6月18日（月）松本地方子ども会育成連絡会	
青少年センター	7月12日（木）第43回長野県青少年補導活動推進大会 7月20日（金）平成30年度長野県青少年育成指導者・青少年サポーター研修会 7月26日（木）豊科、穂高、三郷地域街頭巡回 7月27日（金）明科、堀金地域街頭巡回	
ジュニア・リーダー養成事業		11月11日（日）講習会（三九郎組立）
まごころ工房 （夏休み子ども体験ラボ）	7月31日（火）「ハーバリウムを作ろう！」 8月2日（木）「葉脈のキーホルダーを作ろう！」 8月8日（水）「勾玉を作ろう！」	
こども体験ショー	4月～7月 イベント内容検討	8月下旬 出演者との打合せ 10月中旬 環境フェアと同時開催
こども文化祭	5月～8月 企画・運営方法検討開始	5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月17日（土）こども文化祭の開催
安曇野こども映画教室	6月23日（土）第2回教室開催 21名＋ボランティア5名 7月28日（土）第3回教室開催	11月まで 毎月1回土曜日開催 11月17日（土）完成披露上映会

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会		9～10月 第1回運営委員会の開催
放課後子ども教室	5月～ 穂高北小除く9小学校で実施中	8月29日（水）穂高北小保護者説明会

児童館運営費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	7月19日（木）～20日（金） 豊科南小児童クラブ移転作業 7月下旬～8月下旬 夏期休業利用児童クラブ開所	10月下旬 次年度児童クラブ説明会 11月下旬 次年度申請開始

成人式実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
成人式	5月～9月 イベント内容、記念品の検討	8月～11月 実行委員会

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
第 1 回地区公民館対抗球技大会	6 月 17 日（日）大会当日 ソフトボールとドッジボールを 2 ヶ所ずつ計 4 会場で行う。 ソフトボール 22 地区 22 チーム 367 人参加 ドッジボール 19 地区 26 チーム 419 人参加 選手合計 786 人、公民館・家族等の応援参加者多数有	
第 20 回豊科地域コーラスグループ交流発表会	7 月 3 日（火）～6 日（金）各団体ホール練習 7 月 7 日（土）大会当日 8 団体参加、20 周年記念招待演奏「波田少年少女合唱団」参加 参加者約 400 人	
出会い・ふれあい・生きがいセミナー	全 4 回の講座。 前期 2 回は、「東海道中膝栗毛」の続編「続膝栗毛」で弥次喜多が安曇野を訪れた時のエピソードについて紹介する。 第 1 回 7 月 31 日（火）「弥次喜多道中 in 安曇野」	・第 2 回 9 月 4 日（火） 「弥次喜多道中北の安曇野へ」

中央公民館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
楽しい菊づくり講座	20 人募集のところ 22 人の応募。 第 4 回目 7 月 19 日（木） 「誘引（整枝）」「定植」「支柱立て」実施予定	4 月 27 日を初回として視察研修まで全 7 回行う。 第 5 回目 8 月 21 日（火） 第 6 回目 10 月 10 日（水） 第 7 回目 11 月 6 日（火）
豊科公民館講座「暮らしとともに歩んできた安曇野の建物」	平成 29 年度より全 4 回の講座を企画、今年は後期 2 回の講座を行う。安曇野の暮らしを支え、歴史の息づかいを感じる市内の建物をバスを使って訪ねる。 7 月 9 日（月）申込み受付開始 10 名申込（7/10 現在） 7 月 25 日（水）第 3 回 堀金・豊科地域探訪	・9 月 7 日（金）第 4 回目 豊科・三郷地域探訪

* 会議・講座等の会場は、いずれも豊科公民館

豊科公民館施設管理運営事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館ホールスピーカー取替工事 予算額：8,792 千円	7 月 9 日（月）～7 月 31 日 大ホールの天井スピーカー、サイドスピーカー、ステージ用スピーカーの取替工事	

平成 30 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

体育団体等支援事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会		9月1日（土）市スポーツ推進委員研修会（実技：ワンバウンドふらば～るバレー、研修：第2次スポーツ推進計画学習会）

スポーツ教室等開催事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室	幼児から成人までの中間（7月～11月）スポーツ教室の申し込み及び教室の開催 ・ 6教室・定員 335人	

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金総合体育館耐震診断業務	7月9日 契約締結（業務期間7月9日～2月28日）	
明科体育館非構造部材耐震化工事設計単価入替業務	5月16日 契約締結（業務期間5月16日～6月29日） 6月21日 明科体育館非構造部材耐震化工事設計単価入替業務完了	
明科体育館非構造部材耐震化工事設計監理業務		7月 工事入札予定 8月 管理業務入札予定 11月 業務完了予定

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール運営	穂高プールの現状についての市民説明会 7月 1日（日）穂高公民館 参加者 6名 7月 4日（水）穂高公民館 参加者 12名 7月 8日（日）安曇野市役所 参加者 12名 7月 10日（火）安曇野市役所 参加者 15名	穂高プール開場 7月14日（土）～8月26日（日）

平成 30 年度事業進捗状況報告 (懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興係

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
能楽教室	期日:会場 6 月 26 日 (火) / 三郷小学校 約 630 人 6 月 27 日 (水) / 堀金中学校 約 290 人 演目:土蜘蛛 出演:立命館大学能楽部、青木道喜氏 (観世流能楽師)	

文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
信州安曇野能楽鑑賞会 主催: 信州安曇野薪能 実行委員会	第 28 回信州安曇野能楽鑑賞会 期日:8 月 25 日 (土) 会場:豊科公民館ホール 演目:能「羽衣」、狂言「文荷 (ふみにない)」、能「烏帽子折」	第 3 回実行委員会 期日:8 月 2 日 (木)

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館 連携事業	美術館博物館年間予定表の作成 (5 月 1 日発行・配布) 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行 (全児童・生徒へ配布) 5 月中の利用者数:74 人 6 月中の利用者数:18 人	
	安曇野市美術館博物館連携事業実行委員会 第 2 回専門部会: 7 月 12 日 (木) 平成 30 年度文化芸術振興費補助金 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 (地域の美術館歴史博物館を中核とした文化クラスター形成事業) 6 月 29 日付で条件付き採択 (2,390,000 円) 条件は地元大学との連携。	

	夏のミュージアムワークショップ-美術館・博物館をあそびつくそう！ 期間:7月14日(土)～9月30日(日) 各美術館・博物館において、小中学生向けの体験講座等を実施。	
	展示キットの巡回 29年度に作成した収蔵作品のレプリカによる展示 会場:江戸川区立穂高荘 会期:5月1日(火)～8月31日(金)	穂高荘展示後は、江戸川区の公共施設での展示を予定。

豊科近代美術館管理運営事業・田淵行男記念館管理運営事業・飯沼飛行士記念館管理運営事業・穂高陶芸会館管理運営事業・臼井吉見文学館管理運営事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
指定管理者導入の更新・廃止手続き	応募書類の締切:7月24日(火) 第3回安曇野市公の施設指定管理者審査委員会 期日:8月21日(火)	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
第7回そば猪口アート公募展	概要:全国から自作の「そば猪口」を公募し、入選作品を展示する。 募集:7月1日(日)～8日(日) 審査会:7月17日(火)・18日(水) 展覧会:10月2日(火)～11月4日(日)	安曇野市商工会・安曇野スタイルネットワークとの連携
企画展「小口正二と高橋節郎-うるしのいろと彩」	概要:信州が生んだ漆芸術家 小口正二と高橋節郎の二人にスポットをあて紹介。 会期:7月7日(土)～9月9日(日) オープニングコンサート 期日:7月7日(土) 出演:安曇野混成合唱団、野田裕子(二胡) 来場者:98人	記念シンポジウム 8月4日(土) 午後2時～3時30分 パネリスト 赤堀郁彦、木下五郎、竹森公男
講座「漆はし加飾講座」	期日:7月21日(土)、22日(日) 講師:東京藝大漆芸研究室 田中館亜美、平井順名 募集人員:各15名	

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
博物館企画展	「安曇野 人の一生Ⅲ どうする？葬式 どうなる？葬式」 会期：6月30日(土)～8月26日(日) 会場：豊科郷土博物館 2階展示室	
新市立博物館準備 室出前展示(コンパクト展示)	「緑の瓦里帰り展ー開けられた修学旅行のタイムカプセルー」展&「昆虫のひみつ」展 会期：5月22日(火)～7月10日(火) 会場：豊科南小学校	
	「レッドデータ展ー安曇野から消えゆく生きものー」 会期：7月3日(火)～8月3日(金) 会場：穂高交流学习センター	
	「講～地域のきずな～」展 会期：7月12日(木)～7月31日(火)及び8月6日(月)～8月24日(金) 会場：本庁舎1階中央	
講座等	講演会「私の終末活動」 講師：福澤昭司さん(長野県民俗の会会員) 日時：7月22日(日) 会場：豊科郷土博物館2階 学習室	講演会「どのように死と向き合うのかー死と葬儀の民俗をみつめながら」 日時：8月4日(土) 会場：豊科交流学习センターきぼう
	関連イベント「満願寺を歩く」 日時：7月28日(土) 集合：満願寺駐車場	イベント「夜の博物館～ナイトミュージアムで肝試し」 日時：8月10日(金) 会場：豊科郷土博物館
職員派遣その他	中野市麦公民館主催「拾ヶ堰見学」への講師派遣 期日：7月7日(土) 場所：拾ヶ堰周辺	三郷公民館主催「ふるさと講座③入笠山ハイキング」の講師派遣 期日：8月7日(火) 場所：入笠山

	信濃毎日新聞「しなの歴史再見」コーナーへの原稿執筆依頼 期日：7月4日(水)付 タイトル：現在も残る歴史遺産－用水路	梓川アカデミア館主催 「夏休み企画 はくせいお話会」への講師派遣 期日：8月11日(土・祝) 会場：梓川アカデミア館
	長野県立歴史館主催「信州学講座拾ヶ堰－近世安曇平における用水堰の到達点－」への講師派遣 期日：7月7日(土) 場所：長野県立歴史館	
	市環境課主催「第2回自然観察会」への講師派遣 期日：7月7日(土) 内容：烏川溪谷緑地で植物、水生生物の観察	
	安曇野市山岳観光推進実行委員会主催「北アルプスパノラマ銀座 山岳フェスタ 2018」の講座「北アルプス山岳観光の歴史」への講師派遣 期日：7月7日(土)、8日(日) 場所：安曇野市穂高会館アリーナ・講堂	
	三郷公民館主催「ふるさと講座③入笠山ハイキング」下見の講師派遣 期日：7月11日(水) 場所：入笠山	
	梓弓研究会主催「梓の木(ミズメ)観察会」への講師派遣 期日：7月25日(水) 内容：安曇野市内のミズメ生息地の観察。	
	境省第5次レッドリスト作成調査への参加 期間：～平成31年3月15日(金) 内容：平成29年度及び平成30年度の絶滅のおそれのある維管束植物の生育状況等に関する現地調査。	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	北アルプス山麓で発掘された縄文土器や土偶のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示(常設展示を見やすくわかりやすい展示に整理し、考古資料等、みどころとなる資料を解説等で強調)。隣接する「鐘の鳴る丘集会所」の関連資料も展示。	

穂高鐘の鳴る丘集 会所	郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	
----------------	--	--

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示	「三郷地域の文学碑」 会期:7月3日(火)～7月16日(月・祝)	「江戸期の刀装具展」 会期:8月21日(火)～9月9日(日)
	「白鳥写真愛好会写真展」 会期:7月18日(水)～7月29日(日)	
	「第11回楡フォトクラブ写真展」 会期:7月31日(火)～8月19日(日)	
講座等	「古文書講座」 期日:7月7日(土)、21日(土)	小学生のための「じょうきょうそうどう」と加助 期日:8月4日(土)、11日(土・祝)、18日(土)
	小学生のための「じょうきょうそうどう」と加助 期日:7月28日(土)	
職員派遣その他	朗人大学主催「貞享騒動物語」への講師派遣 期日:7月24日(火) 場所:豊科ふれあいホール	

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
開館(10月1日)準備業務	文書館案内パンフレット、館だより(創刊号)等の作成業務委託 予定日:7月中	式典招待状の送付 予定日:8月下旬
	文書館ホームページ開設 7月2日(月)～	古文書調査研究に関わる意見交換会 期日:8月6日(月) 内容:文書館講義室
	文書管理・検索システム機能追加業務完了 予定日:7月25日(水)	職員向け研修会の実施 予定日:8月中
	引越し及び事務室開設 期間:7月2日(月)～31日(火)	

重要文書等収集・整理	重要文書等のシステム登録作業 公開・非公開の選別作業 地域資料利用許諾に向けた調整	
企画展示	開館記念展ポスター、チラシ等の作成業務委託 予定日:7月中	開館記念展ポスター、チラシ、パンフレット等の送付 予定日:8月下旬
全史料協(全国資料保存利用機関連絡協議会)全国大会開催に向けた取組み	平成30年度全史料協大会研修委員会への出席 期日:7月13日(金)、14日(土) 場所:沖縄県	
職員派遣その他	東御市郷土史研究会主催「総会記念講演会 安曇野市文書館開館準備について」の講師派遣 期日:7月11日(水) 場所:東御市北御牧公民館講堂	新規購入物品の納品 予定日:8月10日(金)

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等への補助事業申請の受付事務	有形文化財保存修理についての打合せ(スケジュール確認と今後の事務等)
「安曇平のお船祭り」調査	・平成30年度のお船祭り調査 (秋祭りへ向けての準備・打合せ)	調査を継続
出前講座「よみがえる安曇野」上映会	・7月3日(火)PM1:30~2:30 南小倉ふれあいいきいきサロン ・7月5日(木)PM1:00~2:00 扇町地区高齢者サロン ・7月10日(火)PM1:30~2:30 住吉いきいきサロン ・7月14日(土)AM10:15~11:15 豊科ささえあいセンターにじ ・7月21日(土)AM11:00~12:00、PM1:00~2:00 Vif穂高 ・7月22日(日)PM1:00~2:00 Vif穂高 ・7月22日(日)AM10:00~11:00 塩川原いきいきサロン ・7月27日(金)AM10:00~11:00 堀金公民館講堂	申し込みにより随時対応
重文:曾根原家住宅保存修理事業及び情報発信事業	・7月から、板葺き屋根葺き替え工事が始まる。 ・7月12日(木)一般市民向け曾根原家住宅現地説明会 ①AM9:00~ ②PM2:30~ ・7月13日(金)研究者向け曾根原家住宅現地説明会 ①AM9:30~	屋根の葺き替え及び、その他修理事業は概ね秋まで
文化的景観研修会	・7月4日(水)AM10:30~PM17:00 文化庁	
文化財パトロール	・7月18日(水) 国・県指定文化財	

文化財保護へ向けた啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載	
---------------	----------------	--

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地内等での開発に対しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会	随時対応
文化財保護法第93・94条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
埋蔵文化財報告書作成作業	・『ほうろく屋敷遺跡 発掘調査報告書』『潮神明宮前遺跡 発掘調査報告書』刊行へ向けての作業 遺物実測、図面整理、原稿執筆他	継続
明科廃寺出土遺物整理作業	・個人住宅増築に伴う発掘調査 6月上旬で現場での調査は終了し、6月中旬から文化財資料センターで出土遺物の洗浄作業を行っている。	遺物及び図面等整理作業

交流学习センター等事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
交流学习センター等事業	○第8回あづみの新進音楽家公開オーディション ・期日：7月28日（土） ・場所：穂高交流学习センター「みらい」 多目的交流ホール ・ジュニアの部 11組15人 一般の部3組3人	○アンサンブル藝弦コンサート 「気軽に寄り道コンサート」 ・期日：8月2日（木）、3日（金） ・場所：堀金公民館、三郷交流学习センター 「ゆりのき」、明科学習館、穂高交流学习センター「みらい」 「箏と弦楽の協演」 ・期日：8月25日（土） ・場所：穂高交流学习センター「みらい」 多目的交流ホール ○0歳からのミニコンサート ・期日：8月17日（金） ・場所：豊科交流学习センター「きぼう」 多目的交流ホール

図書館事業

事業（提案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○大人のための朗読会 ・日時：7月7日（土）13：30～15：00 ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・内容：「たなばた」「銀河鉄道の夜」等々 ・朗読者：朗読協力者の皆さん ・入場者：34人 ○窪島誠一郎さん講演会 ・日時：7月8日（日）13：30～15：00 ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・演題：「本を読むこと、絵を観ること」 ・入場者：181人 ○「YA（あづみのヤング）倶楽部」の発行 目的：中高生に図書館の存在を周知し、興味をもってもらい、より気軽に利用してもらうため （※昨年、中学生議会での提案事項） 配布：7月・12月・3月の長期休み前 配布先：市内中学校、高校、安曇野養護学校中学部、高等部	○図書館フェスタ・イベント開催 ・日時：9月8日（土）、9日（日）メイン ・場所：穂高交流学习センター「みらい」 ・内容：「山口マオさん講演会」「松本山雅連携事業」「図書リサイクルコーナー」「おもしろ健康測定」「ワークショップ」「おはなし会」「紙芝居」等々（※別添チラシ参照） ○「としょかん塾」 ・日時：第1回 7月28日（土） 「調べものの名人になろう」 - 第2回 8月2日（木） 「図書館を使いこなそう」 - 第3回 8月9日（木） 「本のしくみを知ろう」 - 各10：00～11：00 ・対象：小学3年～6年 ・定員：15名 ・その他：全3回に参加すると修了書を交付 ○図書館協議会 ・日時：8月8日（水）13：30～15：30 ・場所：穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・内容：委嘱書交付 基調講演「地域における図書館の役割について（仮称）」 講師：伊東 直登氏 （松本大学図書館長/元塩尻市立図書館長）